

科研費FAQ R4. 8. 版

このたび、以下のFAQについて、追加・更新等を行いました。

【追加したFAQ】

- Q52062 育児休業等取得期間中、研究中断制度を利用せずに、科研費の補助事業を継続することはできるでしょうか？
- Q5701 海外渡航を含む研究計画にて交付申請を行いました、相手国への入出国の制限等により、予定していた研究計画の遂行が困難となった場合、どのような手続きが必要ですか？
- Q5702 国際共同研究強化(B)において、海外の研究機関等での研究が、相手国への入出国の制限等により実施できなくなった場合、どのような手続きが必要ですか？

【内容を更新したFAQ】

- Q22062 研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」に記入する研究費については、「科研費のみならず他の競争的研究費等(国外のものも含む)」と令和3(2021)年度から「国外のものも含む」が追加されていますが、具体的には何を記入する必要があるのでしょうか？
- Q4405 科研費で取得した設備(資産)の取扱いはどのようになりますか？
- Q4476 科研費の直接経費から、オープンアクセスに係る掲載料を支出することはできますか？

【削除したFAQ】

- Q2206 「研究費の応募・受入等の状況」欄に入力するエフォートについては、研究計画には参画はしているが、研究費の配分を受けていない研究課題についても入力しなければならないでしょうか？

このFAQは、科研費に関する一般的な質問や、これまで研究者や事務担当者から問い合わせのあった質問などについての回答をまとめて掲載しているものです。科研費により研究を行う際、また関連する事務手続を行う際などに幅広くご活用ください。なお、FAQでは必ずしも説明しきれない部分もありますので、詳細についてご不明な点がある場合には、文部科学省又は日本学術振興会にお尋ねください。

また、文部科学省及び日本学術振興会から新たに発出される通知や公募要領等において、科研費の取扱いが変更される場合がありますので、常に最新の通知や公募要領等を参照し、適切な対応をお願いします。

(注)※1 FAQは、科研費の研究種目のうち、主に「特別推進研究」、「学術変革領域研究」、「新学術領域研究」、「基盤研究」、「挑戦的研究」、「若手研究」、「研究活動スタート支援」、「特別研究促進費」、「特別研究員奨励費」及び「国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(B)、国際活動支援班、帰国発展研究)」に関し作成しています。

研究種目を特定していない場合には、原則として、これらの研究種目全般に関する内容としています。

なお、国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(A))のFAQについては、別途作成しています。下記URLを参照してください。

公募に係る FAQ:

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/35_kokusai/01_kyoka/download.html

交付内定後の手続に係る FAQ:

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/15_hand/index.html

(「国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(A))使用ルール等」内に掲載しています。)

※2 多数用いられる用語等、次のとおり要約して表記しています。

◇「科学研究費補助金」及び「学術研究助成基金助成金」→「科研費」

◇「科学研究費補助金」→「科研費(補助金分)」

◇「学術研究助成基金助成金」→「科研費(基金分)」

◇「研究者使用ルール(補助条件又は交付条件)」→「研究者使用ルール」

◇「科学研究費助成事業の使用について各研究機関が行うべき事務等」→「機関使用ルール」

◇「科研費電子申請システム」→「電子申請システム」

◇「e-Rad(府省共通研究開発管理システム)」→「e-Rad」

◇目次

1. 科研費全般について	4
2. 応募について	5
(1) 応募全般	5
(2) 研究計画調書の記載方法等	8
3. 審査について	9
4. 科研費の使用について	14
(1) 科研費の使用のルール	14
(2) 科研費の管理	17
(3) 科研費の適正な使用の確保	17
(4) 科研費の4つの費目	19
○ 物品費	19
○ 旅費	24
○ 人件費・謝金	25
○ その他	26
(5) 研究分担者、分担金	30
(6) 間接経費の使用	31
5. 各種手続	33
(1) 交付申請手続	33
(2) 育児休業等取得に伴う手続	33
(3) 重複受給制限に伴う廃止手続	35
(4) 繰越手続	35
(5) 所属研究機関の変更に伴う手続	38
(6) 海外における研究滞在等による科研費の研究中断・再開に伴う手続	38
(7) その他	41
6. 制度改善について	42
(1) 基金制度について	42
(2) 一部基金化種目について	44
(3) 調整金について	45
(4) 国庫債務負担行為について	48
7. その他	49
(1) 研究成果報告書	49
(2) 説明会の開催	50
(3) 研究成果の発表等	50
(4) 研究実績報告書について	52

1. 科研費全般について

【Q1101】 科研費とは、どのような性格の研究費ですか？

【A】 科研費は、全国の大学や研究機関において行われる様々な研究活動に必要な資金を研究者に助成するしくみの一つで、人文学、社会科学から自然科学までのすべての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる独創的・先駆的な学術研究（研究者の自由な発想に基づく研究）を対象としています。研究活動には、研究者が比較的自由に行うものから、あらかじめ重点的に取り組む分野や目標を定めてプロジェクトとして行われるもの、具体的な製品開発に結びつけるためのものなど、様々な形態があります。こうしたすべての研究活動のはじまりは、研究者の自由な発想に基づいて行われる学術研究にあります。科研費はすべての研究活動の基盤となる学術研究を幅広く支えることにより、科学の発展の種をまき芽を育てる上で、大きな役割を有しています。

【Q1102】 最近、短期的に社会での実用化に進む研究が重視されるような話も聞きますが、科研費もこのような考え方になっているのでしょうか？

【A】 科研費は、国内外の学術研究の動向に照らして重要な研究課題に対して助成することを目的とする制度ですから、研究課題の選定にあたっては、学術的価値に基づき研究課題の学術的独自性や創造性、研究目的の明確さ、研究遂行能力等を重視しています。こうした中で、応用や実用化を目指す研究が軽視されるというものではありませんが、「短期的に社会での実用化に進む研究」が審査において重視されることはありません。

【Q1103】 科研費において様々な研究種目が設けられているのはなぜですか？

【A】 科研費では、研究者個人主体で行う研究を対象とする「基盤研究」、「若手研究」等の研究種目が中心になっていますが、グループでの研究を対象とする「学術変革領域研究」「新学術領域研究」も設けています。

また、「基盤研究」等の中でも、研究の規模や深まりに応じた応募が可能となるよう、いくつかの区分が設けられています。

このように、研究の形態や規模などに応じた研究種目を設け、研究種目ごとに審査を行うことにより、より公正な審査を行うことができ、適切な研究助成対象が選考されるものです。

【Q1104】 科研費において、若手研究者を対象とする研究種目を設けているのはなぜですか？

【A】 科研費の中核である「基盤研究」とは別に若手研究者向けの研究種目として「若手研究」を設けているのは、研究経験の少ない若手研究者に対して幅広く研究費を得る機会を与え、研究者として良いスタートを切れるように支援するためです。「若手研究」で一定の実績を積んだ後、「基盤研究」で研究をさらに発展させていくことを想定しているものです。

【Q1105】 科研費制度が変更になった場合に、その具体的な内容はどのようにして知ることができますか？

【A】 科研費については、文部科学省と日本学術振興会が、それぞれ科研費ホームページを設けており、随時新しい情報を提供しています。科研費に応募される際には、公募要領において最新の制度についてご確認ください。また、全国の研究機関を対象とした科研費制度や公募内容等に関する説明会を毎年開催しています。なお、科研費の制度の変更等についてお知らせする必要がある場合には、その都度、研究機関に対しご連絡します。

文部科学省の科研費ホームページ：https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm

日本学術振興会の科研費ホームページ：<https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>

2. 応募について

(1) 応募全般

【Q2101】 科研費には誰でも応募することができますか？

【A】 研究機関に所属する研究者の方でしたら、幅広く対象になりますが、科研費に応募するには、公募要領に示している「応募資格」の要件を満たす必要があります。具体的な判断はそれぞれの研究機関において行い、また、応募にあたっては研究機関を通じて e-Rad に登録し、「研究者番号」を取得する必要があります。なお、公募要領については最新のもので内容を確認してください。

【Q2102】 民間企業で研究している者ですが、科研費に応募することはできますか？

【A】 民間企業、財団、県の研究所などに所属している研究者の方が科研費に応募するためには、所属している機関が、「科学研究費補助金取扱規程(昭和40年3月30日文部省告示第110号)」第2条第1項四や同条第4項に定める「文部科学大臣が指定する機関」になる必要があります。この指定機関になるためには、文部科学省に必要事項を記載した申請書を提出していただく必要があります。申請は通年で受け付けていますが、文部科学大臣の指定を受けるまでは、少なくとも3ヶ月程度の日数を要します。申請を希望される場合には、機関の事務担当者を通じて、下記担当までご連絡願います。

文部科学省研究振興局学術研究推進課指導係・調査普及係 03-5253-4111(内線:4095)

【Q2103】 科研費によって雇用されている研究協力者が、自ら研究代表者として他の科研費に応募することは可能でしょうか？

【A】 科研費によって雇用されている者は、通常、雇用契約等において雇用元の科研費の業務(雇用元の業務)に専念する必要があります。このため、専従義務緩和の要件を満たす場合(Q21032参照)を除き、雇用元の業務に充てるべき勤務時間を前提として、自らが研究代表者として、他の科研費に応募することは認められません。

ただし、科研費で雇用されている業務以外の時間を使って、自主的に研究を行おうとする場合、次の点が雇用されている研究機関において確認されていれば、科研費に新たに応募したり、別の科研費の研究に従事することが可能です。これについては、研究代表者として従事できるほか、研究分担者の場合も同様です。

- ・科研費によって雇用されている者が、雇用元の業務以外に自ら主体的に研究を行うことができる旨を雇用契約等において定められていること
- ・雇用元の業務と自ら主体的に行う研究に関する業務について、勤務時間やエフォートによって明確に区分されていること
- ・雇用元の業務以外の時間であって、自ら主体的に行おうとする研究に充てることができる時間が十分確保されていること

【Q21031】 科研費によって雇用されている者が、【Q2103】の内容について確認され、応募資格を得た後、雇用元の科研費の研究分担者になることは可能でしょうか？

【A】 研究者使用ルール、機関使用ルールに定めているように科研費では、直接経費を研究代表者又は研究分担者の人件費・謝金として使用できないこととしています。そのため、研究分担者となることはできません。(【Q4451】を参照してください。)

【Q21032】 競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等が認められる件について、応募時には年齢等の要件を満たしているものの、採択後は満たさなくなることが見込まれますが、その場合でも応募することは可能でしょうか？

【A】 年齢要件は、応募又は参画時の年齢で判断します。従って、雇用元の財源(プロジェクト)側のルールで自発的な研究活動が認められている限り、当該研究課題への応募又は参画時に科研費が定める自発的な研究活動を認める条件を満たしていれば、研究継続中に「40歳未満」又は「博士の学位取得後8年未満」の条件を満たさなくなるとしても、応募し、当該研究課題を継続していただくことは

可能です。なお、雇用元の財源(プロジェクト)が変わる場合には、各研究機関において、新たな雇用元の財源(プロジェクト)側のルールに従った上で、研究代表者(又は研究分担者)の合意を得るなど適切に対応してください。

【競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針】

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/06.jsps_info/g_200316/data/besshi1.pdf

【令和2(2020)年度の科学研究費助成事業(科研費)の変更点等について】

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/06.jsps_info/g_200316/index.html

【Q21033】 競争的研究費で雇用されている若手研究者が、自発的な研究活動に充てるエフォートを活用して科研費に応募又は参画しようとする場合には、いつまでに承認申請を行う必要があるのでしょうか？

【A】 原則として、科研費の応募時までに研究機関から「若手研究者の自発的な研究活動の実施」の承認を得てください。ただし、所属研究機関内での規程等の整備状況によっては、承認申請手続は採択後に行うことも可能とします。その際にも必ず、科研費に応募する前に、自発的な研究活動を実施することについて、研究代表者等に相談し、了承を得ておいてください。なお、複数年度の活動を承認されている場合には、承認申請手続を毎年度行う必要はありません。

【Q21034】 応募又は参画した科研費の研究課題を実施中に、雇用される財源(プロジェクト)が変わる場合の手続について教えてください。

【A】 雇用財源が変わる時点で改めて「若手研究者の自発的な研究活動の実施」の承認を得てください。その際、科研費が雇用財源となる場合には、実施方針に定める条件を満たした上で、財源が変わる年度の4月1日時点において「40歳未満」又は「博士の学位取得後8年未満」である必要があります。

【Q2104】 科研費への応募は、電子申請システムを通じてインターネット上から行いますが、このシステムを使って応募するための事前手続について教えてください。

【A】 研究者が科研費に応募するには、e-RadのID、パスワードにより電子申請システムにログインし、応募書類を作成する必要があります。このため、研究機関の事務担当者は、研究者が応募資格を有しているか確認するとともに、科研費の応募資格のある研究者の情報を e-Rad に登録(更新)する必要がありますので、登録(修正)漏れのないようにしてください。

【Q2105】 研究分担者承諾手続については、平成31(2019)年度公募(平成30(2018)年9月)から電子申請システムで行うこととなりましたが、手続に当たっての留意点を教えてください。

【A】 平成31(2019)年度公募(平成30(2018)年9月)から、応募における研究分担者承諾手続は電子申請システムで行うこととしました。当該承諾手続は研究分担者が研究代表者に対して、研究分担者となること、科研費の研究者使用ルールを理解し遵守すること、科研費を適正かつ効率的に使用すること、研究において不正行為を行わないこと、研究倫理教育教材を履修すること等を約束するものです。

手続に当たっては研究代表者、研究分担者及び研究分担者が所属する研究機関においてそれぞれ手続が必要です。研究分担者承諾手続を経て研究組織の構成を終えないと、研究代表者は研究計画調書を研究機関に提出(送信)することができませんのでご注意ください。

なお、これまでは「研究分担者承諾書」を研究代表者が保管していることを所属機関において確認することとしておりましたが、平成31(2019)年度公募(平成30(2018)年9月)からは、電子申請システム内で承諾状況の確認を行うことができます。また、既に採択されている継続課題の研究分担者承諾手続(交付決定後の研究分担者承諾手続)については、平成31(2019)年4月から電子申請システムで行うこととしました。

【Q2106】 複数の科研費に応募しようとすると、「重複制限ルール」によって応募できないことがあります。どうしてでしょうか。

【A】 科研費においては、現在、年間約10万件の新規応募を受け付けており、研究者からのニーズは非常に高いものがあります。こうした中、若手研究者の挑戦を後押しするため、令和2(2020)年度公募

から、「若手研究」の2回目の応募と「基盤研究(S・A・B)」との重複応募を認めるなど、一部の重複制限を緩和しています。

一方で、一人でたくさんの課題に応募できるようにすると、応募件数の増加により適正な審査の運営に支障を来すおそれがあります。また、限られた予算の中で、できるだけ多くの優れた研究者を支援するようにしていくためには、既に別の科研費の研究代表者になっている者が、同様の研究種目で別のテーマで採択されることを認めることも好ましくありません。

このため、「研究種目」の性格や研究への関わり具合などに応じて、「重複制限ルール」を設定しているものです。

【Q2108】 現在、来年度も継続する研究課題がありますが、この研究をより発展させるために、別の研究課題を新たに応募したいと考えていますが可能でしょうか。

【A】 科研費は研究者から応募された研究計画調書に基づき審査を行い、採否を決定しています。応募研究課題が複数年度の研究期間で行われる場合には、その研究期間内に研究目的を達成することを前提として採択しているため、研究期間の途中で、他の科研費に応募するために継続研究課題を辞退することは原則として認めていませんが、次のような例外があります。なお、具体的な応募方法等については、最新の公募要領で確認してください。

- 継続中の研究課題で、当初の研究期間が4年以上の特別推進研究、基盤研究(基盤研究(B・C)応募区分「特設分野研究」を除く。)又は若手研究の研究課題のうち研究期間が3年以上のものである場合には、研究計画最終年度前年度に新たな研究課題の応募ができます。ただし、若手研究の研究課題を基に新たに応募することができる研究種目は、3年の研究課題か、4年以上の研究課題かにより異なり、下記の表のとおりとなります。なお、応募した研究課題が採択されなかった場合には、継続研究課題の最終年度の研究計画を行うことができます。

【表 最終年度前年度応募の取扱い】

研究計画最終年度前年度の 応募が可能な継続研究課題	左記の継続研究課題を基に 新たに応募することができる研究種目
特別推進研究の研究課題のうち、研究期間が4年以上の研究課題	基盤研究(S・A・B・C)
基盤研究(基盤研究(B・C)応募区分「特設分野研究」を除く。)の研究課題のうち、研究期間が4年以上の研究課題	特別推進研究、基盤研究(S・A・B・C)
若手研究の研究課題のうち、研究期間が4年以上の研究課題	基盤研究(S・A・B・C)
若手研究(A・B)の研究課題のうち、研究期間が4年の研究課題	基盤研究(S・A・B・C)
若手研究、若手研究(A・B)の研究課題のうち、研究期間が3年の研究課題	基盤研究(S・A・B)

【Q2109】任期付きで雇用されている研究者や、定年退職を控えた研究者が、雇用期間を超える研究期間の課題に、研究代表者として応募することはできますか？(例えば、公募時点(交付前年度の9月時点)で任期が残り1年半のところ、研究期間3年間の応募を行う等)

【A】 応募時点で、所属研究機関における科研費応募資格が確認されていれば、研究代表者として応募が可能です。任期付きで雇用されている研究者や定年退職を控えた研究者等に対し、応募者の意思にかかわらず、雇用期間を超える形での応募を認めないといった運用を行わないようにしてください。

【Q2110】令和3(2021)年度公募から平成22(2010)年度助成以降に「基盤研究」に採択され受給したことがある場合、「若手研究」には応募できないとのことですが、これには「基盤研究」の応募区分「海外学術調査」や「特設分野研究」を受給した者も含まれるのでしょうか？

【A】「基盤研究」の応募区分「海外学術調査」及び「特設分野研究」も含まれます。

(2) 研究計画調書の記載方法等

【Q2201】 研究計画調書の記載にあたって注意すべき点は何ですか？

【A】 科研費の審査は、提出された研究計画調書に基づいて行われますので、研究計画調書の内容を精査することは非常に重要です。

研究計画調書には、いくつかの記入項目がありますが、記載にあたっては、まず、記入要領をよく参照することが大事です。また、審査委員は審査の基準に従い、研究計画調書に基づいて評価していくわけですから、応募にあたって、審査の基準を参考にしながら、必要な事項を適切に記述していくことも重要です。記入要領や審査に関する規程などは、すべて科研費ホームページからダウンロードできます。研究計画調書の作成にあたっては、必ず当該年度の公募で示されている研究計画調書を使用してください。また、公募要領別冊「応募書類の様式・記入要領」及び研究計画調書の留意事項を十分確認してください。

(参考) 記入要領や審査に関する規程など

文部科学省公募分 : https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm

(「1. 公募情報」や「5. 評価ルール」等をご覧ください)

日本学術振興会公募分 : <https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>

(画面左端メニューから「公募情報」や「審査・評価関係」を選択してご覧ください)

【Q2202】 研究計画調書の記載にあたって、強調したい部分にアンダーラインを付したり、カラーの図表を挿入したりすることは構いませんか？

【A】 構いませんが、審査に付される研究計画調書は全てグレースケールでモノクロ印刷されたものになります(国際先導研究を除く。)。したがって、あらかじめモノクロ印刷した研究計画調書で確認してから応募されることをおすすめします。

【Q2203】 記入欄が不足する場合に、余白を狭くしたり用紙を追加したりすることは可能でしょうか？

【A】 各研究種目とも、公正かつ適切な審査を効率的に行うため、所定の様式の改変はしないでください。例えば、ホームページからダウンロードされた様式に研究計画等を書き込んでいく際に、記入する内容によっては所定の頁数を越えてしまうようなケースが考えられますが、応募者の判断で、頁数を増やしたり減らしたりすることはできません。

【Q2204】 ホームページから研究計画調書(応募内容ファイル)の様式をダウンロードしようとしたのですが、一部に文字化けしたりすることがあります。どうしたらよいでしょうか？

【A】 ホームページに掲載している研究計画調書の様式は、コンピュータの動作環境等によって、文字化け等の不具合が発生する場合がありますが、個々の動作環境にかかるお問い合わせには応じかねますので、所属研究機関にご相談いただくか電子申請システムの「操作手引」([URL:https://www-shinsei.jsps.go.jp/kaken/topkakenhi/shinsei_ka.html](https://www-shinsei.jsps.go.jp/kaken/topkakenhi/shinsei_ka.html))を参照し、適宜修正を施して使用してください。

【Q22061】 研究インテグリティが重要視される中、令和4(2022)年度公募では何が変わったのでしょうか？

【A】 「研究インテグリティの確保に係る対応方針について」(令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定)等を踏まえ、研究活動の透明性の確保のため、必要な対応を実施しています。

主な対応は以下のとおりです。

- ・ 研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄に国内の競争的研究費資金のみならず、国外も含めた研究資金を記載することを明確にしています。
- ・ 研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」欄に記載した研究課題を応募・受入れるにあたっての所属組織・役職を記載することとしています。
- ・ 研究計画調書は、応募者が関与する全ての研究活動に係る透明性の確保のために必要な情報について、所属研究機関の取扱いに基づき所属研究機関に適切に共有するとともに、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)に基づき規制されている技術の取扱いを予定している場合には、当該法律や所属研究機関の規程等を踏まえ、安全保障貿易管理体制や対処方法等を十分に確認した上で提出することとしています。

【Q22062】 研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況」に記入する研究費については、「科研費のみならず他の競争的研究費等(国外のものも含む)」と令和3(2021)年度から「国外のものも含む」が追加されていますが、具体的には何を記入する必要があるのでしょうか？

【A】 本欄に記入していただく研究費は、応募時点において、研究者が応募中及び受入予定の研究費を幅広く記入していただくことになりますので、国内外を問わず、競争的研究費のほか、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費などの研究資金について全て記入してください。研究費の配分を受けていない場合でも、当該研究活動に研究代表者又は研究分担者として参画し、エフォートが発生する場合には記入いただく必要があります。なお、所属研究機関内で、研究活動等を職務として行うため配分されるような基盤的経費は除きます。

秘密保持契約が交わされている共同研究等に関する情報については、以下のとおり取り扱います。

・当面の間、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は入力せずに提出することができます。

なお、今後秘密保持契約等を締結する際、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることにも留意してください。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由(企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等)について、契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能です。

※提出のあった情報については、秘密保持契約が交わされていない情報と同様に配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得えますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

【Q2207】 研究機関の担当者が研究計画調書の応募情報を電子申請システムで承認し日本学術振興会に送信した後に、研究者から研究計画調書の一部に誤りがあったとの連絡がありました。差し替えを行いたいのですが、どうすればよいのでしょうか？

【A】 研究機関より電子申請システムを通じて、日本学術振興会へ研究計画調書等の提出、受付が行われた後に、差し替え等を行うことは一切できませんので、提出いただく前に十分確認をお願いします。

【Q2208】 平成31(2019)年度科研費(平成30(2018)年9月公募)の研究計画調書より、「研究代表者及び研究分担者の研究業績」欄から「応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄に変更されていますが、本欄には研究業績のリストを記載できないようになったのでしょうか？

【A】 当該欄が変更されたことで、研究業績を記載してはいけない、あるいは記載しなくとも良いという訳ではありません。

「応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄における「これまでの研究活動」の記載に当たっては、応募者(研究代表者、研究分担者)が提案する研究計画の実行可能性を示すための説明に必要な情報として、これまでに発表した論文、著書、産業財産権、招待講演等、主要なものを自由に記載することが可能です。また、記載する内容は、応募課題に直接関連する研究業績のみに限定していませんので、当該研究計画の実行可能性を示すに当たり、応募者が自身の研究遂行能力を説明する上で必要と考える研究業績等を選択し、記載することが可能です。ただし、研究業績の詳細を網羅的に記載することを求めるものではありませんので、その点にご留意ください。詳細は公募要領「別冊」の記入要領をご確認ください。

3. 審査について

【Q3101】 科研費の審査は、どのように行われているのでしょうか？

【A】 科研費の審査は、8千人以上に及ぶ審査委員のピアレビュー(※)により行っています。

なお、科研費の審査は、従来、最大400余の審査区分の下、書面審査と合議審査を異なる審査委員が実施する2段審査方式により審査を実施していました。平成30(2018)年度科研費9より新たな審査区分、新たな審査方式の下で審査を行っており、令和5(2023)年度科研費からは、令和4(2022)年3月に決定した新たな「審査区分表」の下で審査を行います。(詳細は【Q31011、Q31012参照】)

※ピアレビューとは同業者(peer)が審査すること(review)で、科研費においては、学術研究の場で切磋琢磨し「知の創造」の最前線を知る研究者が審査、評価をすることです。

【Q31011】「科研費審査システム改革 2018」とはどのような内容でしょうか？

【A】平成29(2017)年度科研費までの基盤研究等の審査制度は膨大な応募件数を迅速に審査する公正かつ適切な仕組みであり、研究者から大きな信頼を得ていました。しかし、科研費への応募件数は年々増加し、その応募動向も徐々に変化しつつあります。このような状況にあって、審査の在り方や審査区分についての改善が求められていました。また、変化する学術動向に対応し、競争的環境の下で、優れた研究課題を見出すことができるように審査方式の改革も求められていました。

このような状況を踏まえ、平成30(2018)年度科研費(平成29(2017)年9月公募)において、審査区分及び審査方式の見直しを行いました。具体的には、以下のとおりです。

- ・平成29(2017)年度以前の「系・分野・分科・細目表」を廃止し、「小区分」、「中区分」、「大区分」で構成される新たな「審査区分表」で審査を行っています。

- ・平成29(2017)年度以前の書面審査と合議審査とを異なる審査委員が実施する2段階審査方式から、書面審査と合議審査とを同じ審査委員が実施する総合審査方式と、同じ審査委員が書面審査を2回行う2段階書面審査方式とを導入しています(研究種目によって異なる審査方式となります)。

なお、この改革は、科研費制度の不断の改革の一環として、一定期間後の再評価とともに、学術動向や研究環境の変化に応じて、適切に取組を進めていくこととしています。

【Q31012】令和5(2023)年度公募より適用される「審査区分表」は、以前とどう変わったのでしょうか？

【A】科研費に応募する研究者の方々は、審査を希望する区分を「審査区分表」(Q31011参照)から選択いただくこととしております。当該「審査区分表」は概ね5年ごとに見直しを行うことを通例としておりますが、科研費の主要な種目の審査等を行う日本学術振興会及び文部科学省の科学技術・学術審議会において検討を進め、令和5(2023)年度科研費の公募より適用する「審査区分表」を令和4(2022)年3月に決定しました。

○ 科学研究費助成事業「審査区分表」の改正等について(令和4年3月9日 科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会)：

https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1385136_00004.htm

今般の主な改正点等は以下のとおりです。

【改正のポイント】

- ・小区分の「内容の例」の見直し

(小区分・中区分・大区分は現行を維持し、小区分に付される「内容の例」の見直しを実施)

- ・「基盤研究(B)」における複数の小区分での合同審査の実施

(「基盤研究(B)」において、著しく応募件数の少ない状況にある一部の小区分について、複数の小区分での合同審査を実施)

(参考)令和4(2022)年度の科学研究費助成事業(科研費)の変更点等について(事務連絡)：

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/06_jsps_info/2022/g_0325/index.html

【Q3102】科研費の審査委員は、どのように選考されるのでしょうか？

【A】科研費の研究種目のうちほとんどが日本学術振興会で審査を行っていますので、日本学術振興会での審査委員選考について説明します。

日本学術振興会には学術システム研究センターが設けられており、各分野の研究者からなる100名以上の研究員が配置されています。審査委員の選考は、学術システム研究センターにおいて、「審査委員候補者データベース」(令和3(2021)年度登録者数 約14万1千名)の中から審査委員候補者案を作成し、科研費審査委員選考会において決定しています。

学術システム研究センターでは、データベースに登録されている研究者の専門分野、これまでの論文や受賞歴などに基づき、審査区分毎に複数の研究員が担当して候補者案を作成しています。

また、候補者案の作成にあたっては、当該審査区分の学術研究分野に精通し、公正で十分な評

価値能力を有する者を選考するとともに、幅広い視野からの審査が可能となることを考慮して、若手研究者や女性研究者の積極的な登用、特定の研究機関に審査委員が偏らないようにするなど、様々な点に配慮してバランスのとれた審査委員の構成になるようにしています。また、上記に加え、審査委員の選考に当たっては、国際的な視野を持つ者であることに配慮しています。

【Q31021】 基盤研究(B)の一部の小区分での合同審査はどのように行われるのでしょうか？また、審査委員はどのように選考されるのでしょうか？

【A】 審査委員選考に係る基本的な考え方(下記参照)に沿って選考された審査委員による2段階書面審査を実施します。

<合同審査に係る審査委員選考に係る基本的な考え方>

○個々の小区分ではなく、合同審査対象区分として適切に審査できる体制とする。

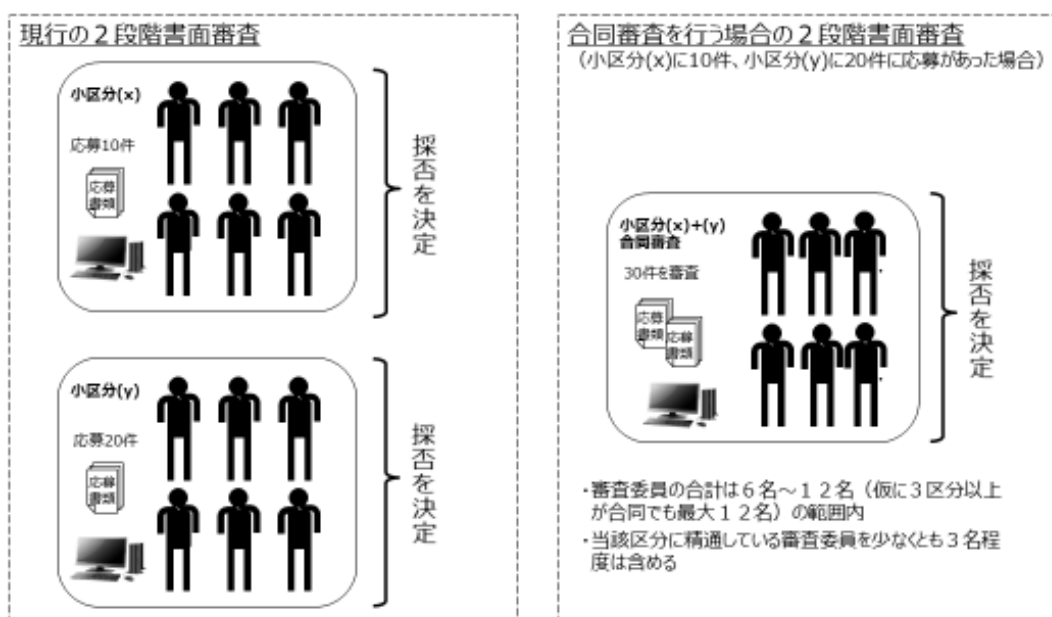
<留意事項>

- ・選考(委嘱)段階から「合同区分を審査するための審査委員」とし、区分に帰属意識が生じないようにする。
- ・審査委員名はX・Y区分の合同審査委員としてまとめて公開する。
- 合同審査対象区分ごとに事情が異なるため一律の審査委員構成とはせず、合同審査対象区分ごとに適切な審査委員の構成を検討する。
- ただし、個々の審査委員を選考するに当たっては、以下の大枠の範囲内とする。
 - ・審査委員の合計は6名～12名(仮に3区分以上が合同でも最大12名)の範囲内。
 - ・利害関係で審査委員が抜ける可能性を考慮し、どんなに応募件数が少ない区分であっても、当該区分に精通している審査委員を少なくとも3名程度は含める。

<参考:審査の大括り化(「基盤研究(B)」における複数の小区分による合同審査の実施)のイメージ>

審査の大括り化(基盤研究(B)における複数の小区分による合同審査)の実施イメージ

基盤研究(B)は電子システム上で2段階にわたって書面審査を行う「2段階書面審査」で採否を決定



○ 科学研究費助成事業「審査区分表」の改正等について(令和4年3月9日 科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会)より抜粋:

https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1385136_00004.htm

【Q3103】「総合審査」において、書面審査で点数が低い場合、合議審査の対象とはならないのでしょうか？

【A】「総合審査」は、全ての応募研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が幅広い視点から合議により審査を実施し、採否を決定する審査方式です。原則全ての応募研究課題が書面審査及び合議審査の対象となります。

ただし、挑戦的研究(開拓)、国際先導研究及び基盤研究(B・C)(応募区分「特設分野研究」)においては、応募研究課題が多い場合には「総合審査」が実施可能な件数となるよう、応募研究課題の概要版による事前の選考(プレスクリーニング)を行うこととしており、「総合審査」の対象とならない課題もあります。なお、学術変革領域研究(B)についても同様に、領域計画書の概要版による事前の選考(プレスクリーニング)を行うことがあります。

【Q31031】「2段階書面審査」において、1段階目の書面審査で点数が低い場合、2段階目の書面審査の対象とはならないのでしょうか？

【A】「2段階書面審査」は、同一の審査委員が2段階にわたり書面による審査を実施する審査方式です。2段階目の審査対象とする研究課題を設定するにあたっては、1段階目の書面審査の結果における順位が採択予定件数付近にある研究課題のほか、一部の審査委員が極端に低い評点を付した研究課題についても対象としています。

なお、挑戦的研究(萌芽)においては、応募研究課題が多い場合には、応募研究課題の概要版による事前の選考(プレスクリーニング)を行うこととしており、「2段階書面審査」の対象とならない課題もあります。

【Q3104】 科研費では、大学の規模や過去の採択状況によって採択される枠が決まっているのでしょうか？

【A】 科研費の審査は、応募のあった研究計画に対し個別に行っており、所属研究機関を審査しているものではありません。このため、大学ごとに採択される枠が決まっているということはありませんし、大学の規模や過去の採択実績によって個別の審査が左右されることもありません。

【Q31045】 交付された科研費に残額が生じてしまいました。今後の科研費の審査に不利益はあるのでしょうか？

【A】 科研費の審査は、研究計画調書に基づいて研究課題の学術的独自性や創造性、研究目的の明確さ、研究遂行能力等の観点から行っており、交付された科研費の使用状況を審査で使用することはありません。したがって、残額が生じたことをもって科研費の審査で不利益が生じることは一切ありません。

【Q3105】 大型の研究種目の審査においては、ヒアリングが実施されますが、ヒアリング対象となった場合には、いつ頃研究機関に連絡があるのでしょうか？

【A】 科研費の研究種目のうち、審査においてヒアリングを実施しているのは、「特別推進研究」、「基盤研究(S)」、「学術変革領域研究(A)」(新規領域)、国際先導研究です。これらの研究種目は、ヒアリング研究課題又はヒアリング研究領域の選定結果を次の時期に研究機関を通じて研究者に連絡をします。

- 特別推進研究 …1月(令和4(2022)年度公募)
- 基盤研究(S) …2月(令和4(2022)年度公募)
- 学術変革領域研究(A) …1月(令和4(2022)年度公募)
- 国際先導研究 …11月予定(令和3(2021)年度補正予算による公募)

なお、公募スケジュールの早期化等により、年度によって連絡の時期が異なる場合がありますので、必ず該当の公募要領を確認してください。

【Q3106】 不採択になった場合に、審査の詳しい状況を教えてもらうことは可能でしょうか？

【A】 科研費では、不採択になった課題について審査結果の開示を行っています。平成30(2018)年度科研費(平成29(2017)年9月公募)以降は、以下のとおり開示を行っています。

「総合審査」を行う「特別推進研究」や「基盤研究(S)」、「基盤研究(A)(応募区分「一般」)」の他、

「挑戦的研究(開拓)」、「国際先導研究」、「基盤研究(B・C)(応募区分「特設分野研究」)」の応募課題のうち、書面審査および合議審査の対象となった課題では、応募課題ごとに審査結果の所見をまとめて研究代表者に開示します。

また、「2段階書面審査」を行う「基盤研究(B・C)(応募区分「一般」)」、「若手研究」、「挑戦的研究(萌芽)」等では、電子申請システム上で、応募時に開示希望のあった研究代表者に対し、1段階目の書面審査の結果について、不採択となった課題の中でのおよその順位(A・B・Cの3ランクで表示)、評定要素ごとに本人の平均点と採択課題の平均点、審査委員が不十分であると評価した具体的な項目、応募研究経費の妥当性など、多くの情報を開示しています。

なお、評価に至った理由に関する個別のお問い合わせには応じかねます。

【Q3107】平成31(2019)年度科研費(平成30(2018)年9月公募)に係る審査より、審査委員が research map 及び科学研究費助成事業データベース(KAKEN)の掲載内容を必要に応じて参照することができるようになりましたが、researchmap に研究者情報を登録しないと、科研費に応募してはならないのでしょうか。また、研究者情報を登録・更新していない応募者は審査で不利になるのでしょうか。

【A】researchmap への登録・更新は応募の要件ではありません。また、あくまでも、審査の際に審査委員が必要に応じて researchmap を参照することができる取扱いとしていますので、researchmap の登録・更新自体が直接的に応募研究課題の採否に影響することはありません(researchmap の登録・更新や、その掲載内容を直接的に評定要素としている訳ではありません)。

一方、科研費においては、従前より researchmap への研究者情報の登録を推奨するとともに、平成31(2019)年度公募から researchmap に登録されている情報を審査の際に審査委員が必要に応じて参照する取扱いとしましたので、今後も研究者情報の積極的な登録・更新にご配慮ください。

※「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」(令和3年3月5日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)の「8 事務手続きのデジタル化・簡素化の徹底」において、科研費を含む公募の際に研究業績の提出を求める事業においては、研究者等に researchmap への登録及び入力等の利用を促すことや、研究業績として researchmap の登録情報の活用を促すこととされるとともに、researchmap の更なる活用の方途について検討を進めることとされています。これを踏まえ、科研費において上記のとおり researchmap との連携を行うこととしました。

【Q3108】researchmap の登録情報を審査委員が参照できることについて、具体的にはどのように参照するのでしょうか。

【A】具体的には、科研費の電子申請システム(審査システム)に、研究代表者・研究分担者の researchmap ページのリンクを直接貼る形になりますので、審査委員は researchmap に「一般公開」されている研究者情報(審査委員が審査をする時点での掲載情報)の全てを閲覧することが可能となります(「非公開」や「研究者のみ公開」に設定した場合は、審査委員は閲覧できません)。なお、researchmap に登録されている情報のうち、審査に関係ない情報については、審査において活用しないよう審査委員に周知しています。

【Q3109】令和4(2022)年度公募から、交付内定前に審査結果通知が行われることとなりましたが、前年度に審査結果通知により「採択」とされた場合、経費の執行や交付申請等の手続きを交付内定前に行うことは可能でしょうか。

【A】前年度に審査結果通知を受け取り「採択」とされた場合でも、経費の執行を前年度中に行うことはできません。必要な契約等は従前どおり交付内定通知後に行ってください。交付申請、辞退・留保等の手続きについても、交付内定通知後、当該通知の記載に従って行ってください。

審査結果通知は、新規応募課題の交付内定前に採否結果を明らかにするもので、特に前年度中に審査結果通知が行われる研究種目については、研究スタッフの継続雇用や物品調達、出張の調整等の事前手続きを実施しやすくし、翌年度の研究期間開始(交付内定)と同時に円滑に研究に着手することを可能とするものです。

4. 科研費の使用について

(1) 科研費の使用のルール

【Q4101】 科研費の「補助事業」とは何を指すのでしょうか？

【A】 採択された研究課題に係る「研究の実施及び研究成果の取りまとめ」が補助事業の対象となります。

【Q4102】 科研費の「補助事業者」とは誰のことですか？

【A】 「研究代表者」は、研究計画の性格上、必要があれば、「研究分担者」及び「研究協力者」とともに研究組織を構成し研究を行います。このうち、補助事業者になるのは、研究費を使用し補助事業を実施する「研究代表者」と「研究分担者」です。

【Q4103】 科研費の使用に関するマニュアルはありますか？

【A】 詳しい手続について示した「科研費ハンドブック(研究機関用)」のほか、研究者向けに概要を示した「科研費ハンドブック(研究者用)」があります。これらのハンドブックは、文部科学省及び日本学術振興会の科研費ホームページからダウンロードすることができます。

文部科学省科研費HPアドレス https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm

日本学術振興会科研費HPアドレス <https://www.jspss.go.jp/j-grantsinaid/index.html>

【Q41031】 科研費の執行に当たって、研究者が所属する研究機関のルールに従わなければならないのはなぜか？

【A】 科研費では、採択され「補助事業者」である研究者の研究課題に係る「研究の実施及び研究成果の取りまとめ」を補助事業の対象としています。一方で、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、科研費の研究を「研究機関の活動」として行うことを応募資格・申請資格として定めておりますので、研究機関が定める規程に基づいて科研費の執行を行っていただくこととなります。なお、科研費は、国公立大学、国立研究開発法人、地方公共団体の設置する研究所、民間企業等さまざまな研究機関に所属する研究者の研究計画について交付しています。また、研究機関における契約や旅費等の執行に関するルールは機関において定められるものであり、設置形態も様々であるため、制度側で一律に定めることは行っておりません。

一方で、研究者等の負担を軽減するとともに、研究支援業務に関する事務の効率化を図るため、文部科学省より研究費の管理・使用等の事務処理に関する基準について以下の事務連絡にて示しているところですので、研究機関が規程を定めるにあたっては参考にしてください。

※参考:「国立大学法人及び大学共同利用機関法人における研究費の管理・使用について」(平成29年3月24日事務連絡)

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/_icsFiles/afieldfile/2017/04/19/1222251_02.pdf

【Q4104】 科研費(直接経費)の使途に制限はありますか？

【A】 科研費(直接経費)は採択された研究課題の研究を行うための研究費であり、「補助事業である研究課題の遂行に必要な経費(研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。)」について幅広く使用することができますが、研究代表者や研究分担者は、その経費使用に関する判断や使途に関する説明責任を負うことになります。

また、研究費の使用に当たっては、当然のことですが、当該経費の支出が科学研究のために交付されている直接経費から支出することが社会通念に照らし妥当であるか、直接経費の使用の優先度として適切かといった点も考慮してください。

しかし、研究活動に使うといっても、対象となる研究課題以外の研究に使うことは目的外使用になり認められません。また、ルールにしたがって使用することが求められており、研究者の勝手な解釈によってルールに違反して使用した場合には、不正使用として返還やペナルティが科せられることになります。

【Q4105】異なる研究課題の科研費を同一年度に交付されている場合、それら(直接経費)を合わせて使用することは可能でしょうか？

【A】科研費は交付を受けた研究課題の「補助事業の遂行に必要な経費(研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。)」として使用すべきものです。このため、同一研究者が異なる研究課題の科研費を同一年度に交付されている場合であっても、それらは別々の補助事業として取り扱う必要がありますので、合わせて使用することはできません。

ただし、合算使用制限の例外として認められる場合はこの限りではありません。(【Q41051】を参照してください。)

【Q41051】合算使用制限の例外として認められる場合とはどのようなケースでしょうか？

【A】合算使用制限の例外が認められるのは以下の四つの場合です。

- ①直接経費に、使途に制限のない他の経費を加えて補助事業に使用する場合
- ②直接経費と使途に制限のある他の経費(科研費以外)を加えて、他の用務と合わせて1回の出張を行う場合や、他の用途と合わせて1個の消耗品等を購入する場合などに、補助事業に係る用務や、補助事業に用いる数量分を明らかにした上で使用する場合
- ③直接経費に他の科研費を加えて、各事業の負担額及び算出根拠を明らかにした上で、補助事業に使用する場合
- ④直接経費に、共用設備の購入が可能な制度の経費を加えて、各事業の負担額及び算出根拠を明らかにした上で、共用設備を購入する場合

【Q41052】科学研究費補助金の補助条件の 2-11【合算使用の制限】④において、「直接経費に、他の科研費(科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金)を加えて各補助事業の遂行に必要な経費として使用する場合」との記載がありますが、この補助事業の遂行に必要な経費とは、物品費、旅費、人件費・謝金、その他の全ての費目を含むということでしょうか？

【A】令和2(2020)年度から、一定の要件の下で、科研費の複数の研究課題の直接経費同士を合算して使用することを可能としています。その範囲は、物品費、旅費、人件費・謝金、その他の全ての費目を含みます。なお、補助金種目及び基金種目についてどちらも同様の取扱いです。

【Q4106】「直接経費」は、具体的にはどのような経費に使用することができるのでしょうか？

【A】補助事業である研究課題の遂行に必要な物品の購入、出張のための経費、実験補助等に必要な人件費など、幅広く使用することができます。

また、研究成果の取りまとめ、研究成果の発表、研究成果の広報活動など、成果を普及、発信するための費用としても使用することができます。

【Q4107】研究者使用ルールには、「直接経費の各費目の対象となる経費」が記載されていますが、ここに記載されている経費にしか使えないのでしょうか？

【A】研究者使用ルールに記載されている経費は例示です。交付を受けた研究課題(補助事業)の遂行に必要な経費であれば、例示に記載が無くても使用することができます。

【Q41071】どういった経費に科研費の「直接経費」として使用することができるのか、支払の可否をリスト化することはできないのでしょうか？

【A】科研費からの経費支出に当たっては、経費を支出しようとする事柄(「物品」や「料金」等)そのものに着目して支出の可否を判断するのではなく、「当該経費の支出が科研費の研究遂行上必要かどうか」といった観点で可否を判断することになりますので、単純にリスト化することは困難です。例えば、同じパソコン代金の支払いであっても、科研費の研究遂行上必要であれば代金を科研費から支出することができますが、科研費の研究遂行上必要ない場合は目的外使用に当たるため科研費から支出することはできません。

【Q41072】科研費の支出の可否の判断に当たっては「研究遂行上必要であれば」とありますが、この「研究遂行上必要であれば」という条件を満たす基準はありますか？

【A】科研費制度として、特に設けている基準はありません。その理由は、各研究課題の進捗状況等によ

って、どのような経費が研究課題の遂行のために必要であるか、一律に制度側で判断することは困難であり、明確かつ具体的な判断基準を設けることで、かえって科研費の使い勝手を狭めることにもなりかねないためです。科研費の使途に関する考え方については、【Q4104】も参照してください。

【Q4108】 英文で記載されている支払い関係書類について、事務局から全て和訳して提出することが求められますが、これは科研費のルールで決められていることでしょうか？

【A】 このような対応については、各研究機関の判断に委ねられており、科研費のルールで定められているわけではありません。

研究費を適正に管理し、それに係る諸手続きを行うことが研究機関には求められていますが、一方において、研究活動を円滑に行えるようにしていくことも重要であり、例えば、関係の書類を求める場合も、研究者にとって過度の負担にならないようにしていく配慮も必要です。英文の書類の扱いについても同様で、全文和訳する必要性や研究者の著しい負担となることがないかなどの点についてよく考慮し、合理的な形で簡略化したり、英文のままでもわかる場合には和訳を不要とするなどの対応が望ましいと考えます。

【Q4109】 クレジットカードを利用した場合に、レシートだけを証拠書類として保管しておくことは可能でしょうか？

【A】 クレジットカードを利用した場合に、どのような証拠書類を保管しておくかは、研究機関の規定に基づき適切に取り扱っていただくことになります。研究機関の規定によりレシートだけを証拠書類として保管することは可能ですが、そのレシートにより物品購入等の事実を確認できる必要があると考えます。

【Q4110】 一つの学校法人の中に大学と短大の2つの研究機関がある場合に、科研費の執行についての内部規程は各々の研究機関で定める必要がありますか？（学校法人において一つのルールを定め、各研究機関がそれを適用することでもよいでしょうか。）

【A】 学校法人において一つのルールを定め、各研究機関がそれを適用することでも差し支えありません。

【Q4111】 平成24(2012)年度から科研費(補助金分)においても、直接経費が300万円以上となる場合には、前期分(4月～9月)、後期分(10月～3月)に分けて請求することになりましたが、何故でしょうか。

【A】 平成23(2011)年度に財務省が実施した予算執行調査の調査結果を踏まえ、効率的な科研費の執行を図るため、原則として全ての研究種目について、直接経費が300万円以上となる研究課題について前期、後期の分割払いを実施することとしました。

【Q4112】 直接経費の残額がわずかな額になった場合でも、返還の手続が必要でしょうか。事務手続の効率化の観点もあり、何かよい方法はありませんか。

【A】 科研費では、直接経費に使途に制限のない他の経費を加えて補助事業に使用すること等を、合算使用制限の例外として認めています。したがって、直接経費の残額が少なくても、他の経費を合わせて物品を購入したり旅費に充てるなどすることによって、補助事業のために残すことなく有効に使うことができます。なお、科研費の補助事業に使用する必要がなくなった場合には、残額の多寡にかかわらず返還していただくことになります。また、返還することにより、以後の科研費の審査において不利益が生じることは一切ありません。

【Q4113】 機関使用ルールでは、直接経費に関して生じた利子や為替差益を、原則、所属する研究機関に譲渡しなければならないこととしていますが、所属する研究機関が利子や為替差益の譲渡の受入を行うことができない場合には、どのように取り扱えばいいですか？

【A】 例えば、決済用預金等の利息のつかない口座で管理するなどの対応が考えられますが、不明な点がある場合には、日本学術振興会に相談してください。

【Q4114】 補助事業の実施により発生した為替差損について、当該科研費(直接経費)で負担することは可能ですか？

【A】 為替差損は、例えば、個別の取引における海外業者等への送金に付随して発生したりすることが考えられます。この場合、補助事業期間中であれば、当該科研費(直接経費)で負担することが可能です。なお、補助事業期間中であっても、当該科研費以外の支出が認められる経費で負担することを妨げるものではなく、また、補助事業期間終了後に為替差損が発覚した場合には、当該科研費以外の支出が認められる経費で負担することとなります。

(2) 科研費の管理

【Q4201】 科研費の直接経費については、管理のための専用口座を設け、保管することになっていますが、複数の研究課題に係る直接経費を取りまとめ、1つの管理口座で管理することは可能でしょうか？

【A】 可能です。1つの口座で管理しても複数の口座に分けて管理しても、どちらでも差し支えありません。

【Q4202】 管理口座から支払専用口座に直接経費を移し、支払を一括して行っても差し支えないでしょうか？

【A】 「研究者使用ルール」及び「機関使用ルール」に則り科研費を適切に管理することが可能であれば、差し支えありません。

【Q4204】 直接経費を、大学の「預り金」として大学が保有する銀行口座で管理しても差し支えないでしょうか？

【A】 大学の「預り金」とすることは可能ですが、科研費管理のための専用の銀行口座によって管理してください。

【Q4206】 科研費専用の管理口座は、科研費を受領する振込銀行口座とは別に設けてもよいでしょうか？

【A】 振込銀行口座とは別に科研費専用の管理口座を設けても構いません。

【Q4207】 地方公共団体の研究機関において科研費(直接経費)の送付を受ける場合、地方公共団体の収入に計上し、予算化する(県の口座に入れる)必要があるでしょうか？

【A】 科研費は各研究機関で管理していただきますが、各研究者に対して交付されるものですので、地方公共団体の収入、予算に計上する必要はありません。

【Q4211】 他の経費と共通の受取専用口座で科研費を受領し、その後、科研費の管理口座に移して管理することは可能でしょうか？

【A】 可能です。

(3) 科研費の適正な使用の確保

【Q4301】 科研費の不正使用又は不正受給が生じた場合に、研究機関に対してどのようなペナルティがあるのでしょうか？

【A】 科研費の不正使用又は不正受給が生じた場合には、当該科研費を返還するとともに、研究機関は、文部科学省又は日本学術振興会(不正使用又は不正受給が明らかになった課題の配分機関)の指示に従って、間接経費を返還しなければなりません。

また、研究機関は、不正使用又は不正受給の再発を防止するための措置を適切に講じることが求められます。更に、研究機関の管理体制の不備が改善されない場合には、新たに交付する間接経費の減額等を行う場合があります。

【Q4304】 機関使用ルールにおいて、会計事務職員だけでは不十分な場合には、「適切な研究職員等を任命」できるとありますが、研究職員等の範囲は定められているのでしょうか？

【A】 研究職員の範囲を定めているわけではありません。

したがって、研究機関に所属して納品検収を行うことができる適切な者(学部学生、大学院生など研究機関に所属していない者を除く。)を検収担当職員に任命していただくことになります。研究者による発注を認めている場合には、発注した研究者自身が、その物品の検収を行うことがないようにするとともに、研究機関としてその状況を適切に把握できる体制としてください。また、研究機関が発注、納品検収を行わない例外的な体制をとる場合には、必要最低限のものに限定し、研究機関の責任の下で実質的に管理する体制としてください。

【Q4305】 機関使用ルールにある「物品の納品検収を確実に実施する事務処理体制の整備」に関して、検収センターを設置・整備する必要があるでしょうか？ また、学内説明会は開催したほうがよいでしょうか？

【A】 検収センターの設置は義務ではありませんが、研究機関の状況に応じて、効果的に納品検収を行う事務体制の整備・強化は行っていただく必要があります。また、平成26(2014)年度よりデータベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など、特殊な役務に関する検収も含まれることを明記していますので、専門的な納品検収についても対応できる事務体制の整備・強化を行ってください。なお、納品検収の徹底は、研究者だけでなく、業者の理解と協力を得ることも必要ですので、研究者だけでなく業者向けの説明会を開催して、業者に正しい認識を持ってもらうことも重要です。

【Q4306】 研究用図書等の物品の購入に関し、研究者が立て替えて購入した場合は、どのように行うべきでしょうか？

【A】 例えば、出張先の古書店で研究遂行上必要な図書を自費で購入し、旅程の関係上、自宅に持ち帰らざるを得なかったような場合には、研究機関に持参してもらい、現物と領収書等の証拠書類との確認を行う必要があります。なお、立替払いについては、各研究機関で定めるルールで認められ、その手続に則っていることが必要となります。

【Q4307】 納品検収について、例えば、少額の消耗品については、納品検収を省略できますか？

【A】 納品検収の実施方法を工夫(例えば、納品検収担当者を変更するなど)していただくことは差し支えありませんが、物品が納品されたことの確認は不可欠であると考えますので、研究機関として機関管理を適切に行っていただく必要があります。

【Q4308】 研究代表者とは異なる研究機関に所属する研究分担者が物品等の購入をする場合に、納品検収は誰が行うべきですか？

【A】 分担金の機関管理義務は、研究分担者が所属する研究機関にありますので、当該研究機関が、納品検収を行ってください。

【Q4309】 研究が終了しても研究費に残額がある場合にはどうしたらよいでしょうか？

【A】 当初予定した研究を完了しても研究費に残額が生じた場合には、無理に使うのではなく返還してください。残額が生じたことで、以後の科研費の審査において不利益が生じることは一切ありません。返還については、額の確定後に手続を行っていただきます。

なお、科研費(補助金分)の研究課題の大部分については、一定の条件を満たせば、未使用額全額を上限に「調整金」を活用した次年度使用が可能です。FAQの【Q6301】～【Q6321】を参照してください。

【Q4310】 プリペイド方式による物品調達を行う場合に注意すべきことはありますか？

【A】 研究機関の会計ルールにおいてプリペイド方式による物品調達が認められているかどうか確認した上で、調達を進めてください。なお、当該物品の検収方法を事前に確認するなど適切に納品検収を受けよう注意してください。

(4) 科研費の4つの費目

○ 物品費

【Q4401】 物品の購入について科研費制度において単価などの統一的な定めはありますか？

【A】 科研費では物品、旅費、謝金などを通じて、一定の単価や基準は定めていません。科研費制度は、国公立大学、国立研究開発法人、地方公共団体の設置する研究所、民間企業など様々な規模や設置形態の研究機関に所属している研究者を対象としており、一律の基準や支出に係るルールを設けることは研究費の柔軟な執行を妨げてしまう可能性があるため、研究機関における基準やルールに則って使用していただくこととしています。

【Q4402】 設備、消耗品などに区分する額の設定はありますか？

【A】 科研費では、これらの物品についてこれまで、耐用年数1年以上かつ取得価格10万円以上の物品については、研究機関において設備等として受け入れ、特に耐用年数1年以上かつ取得価格50万円以上の設備等については、資産として管理することとしていました。これに加え、「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて(令和3年3月5日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)」の制定に伴い、令和3(2021)年度より、耐用年数1年未満又は取得価格10万円未満の物品を消耗品として取り扱うこととなりました。ただし、国から示した会計基準(国立大学法人会計基準等)において図書、美術品・収蔵品を資産として計上すると定められている場合は、当該会計基準に従い資産として取り扱って下さい。

また、換金性の高い物品については、適切に管理することとしています。換金性の高い物品については、研究機関において適切な管理(例えば、備品とならないようなパソコンは管理簿等で管理を行う、金券類は受払簿で数量の管理を行うなど)を行うことが可能な場合には、必ずしも設備等として寄付の受け入れを行う必要はありません。

競争的研究費で購入した物品については、研究機関において上記の基準に従って取り扱ってください(競争的研究費以外の経費で購入した物品の取り扱いについて定めているものではありません)。

【Q44021】 換金性の高い物品とはどのような物品ですか？

【A】 換金性の高い物品としては、パソコン、タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、録画機器、金券類等を想定しています。

【Q4403】 物品として購入できるものに制限はありますか？

【A】 科研費(直接経費)については、当該研究課題の研究に直接関係するものであれば支出することができますが、研究代表者や研究分担者は、その経費使用に関する判断や用途に関する説明責任を負うことになります。

例えば、コピー機や薬品などの保管棚、実験台等の研究室に備える設備などについても、科研費の研究課題の遂行のために必要であれば、科研費で購入することができます。

【Q4404】 物品を購入する際に、見積書や契約書を必ず徴しておく必要がありますか？

【A】 研究機関は、直接経費が適切に使用されたことを証明する書類を整理・保管しておく義務があります。したがって、当該書類が各研究機関で定めるルールで物品購入に際して必要とされている書類に該当する場合には、徴しておく必要があります。なお、これらの書類は必ずしも紙媒体である必要はなく、各研究機関のルールに従っていれば、電子媒体での保管等も可能です。

なお、見積書等に基づき、交付申請書等の主要な物品欄に品名・仕様・数量・単価・金額等を記載することとしています。あくまで購入見込価格として記載を求めているものですので、実際の購入にあたっては、各研究機関の規程等に則って適正に一般競争入札等を行ってください。

【Q4405】 科研費で取得した設備(資産)の取扱いはどうになりますか？

【A】 直接経費により購入した設備等は、研究代表者又は研究分担者が所属する研究機関に寄付しなければなりません。また寄付した後は、研究機関の定めに従って取り扱ってください。

なお、研究代表者又は研究分担者が、研究期間中に他の研究機関に異動する場合であって、当該

研究代表者又は研究分担者が寄付した設備等を、新たに所属することとなる研究機関において使用することを希望する場合には、研究機関は研究機関の定めに基づき、当該設備等を研究代表者又は研究分担者に返還してください。研究期間終了後(補助事業を廃止した場合も含む)5年以内に補助事業者が他の機関に異動し、異動先の研究機関で当該補助事業者が寄付した設備等の使用を希望する場合も同様に取扱いってください(令和2(2020)年度以降に購入する設備から適用)。

【Q44051】 科研費で取得した図書の取扱いはどのようになりますか？

【A】 直接経費により購入した図書は、研究代表者又は研究分担者が所属する研究機関に寄付しなければなりません(寄付を要する「図書」の定義は研究機関の定めによります。また、直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる図書は、研究上の支障がなくなる時に寄付してください。)。また寄付した後は、研究機関の定めに従って取扱いいただきますが、科研費の研究遂行に支障を来すことがないようにしてください。

なお、研究代表者又は研究分担者が、補助事業期間中に他の研究機関に異動する場合であって、当該研究代表者又は研究分担者が寄付した図書を、新たに所属することとなる研究機関において使用することを希望する場合には、研究機関は研究機関の定めに基づき、当該図書を研究代表者又は研究分担者に返還してください。

【Q4407】 科研費で購入した実験装置を、別の研究でも使用することは可能でしょうか？

【A】 科研費による補助事業の遂行に支障がなければ、科研費で購入した実験装置を研究機関外の研究者を含め科研費以外の研究のために使用しても差し支えありません。科研費により購入した設備等は、購入後直ちに研究機関に寄付することとしていますので、その取扱いについては研究機関において適切に行ってください。

【Q44071】 科研費で購入した実験装置は、研究期間が終了した後も、別の研究等で使用することは可能でしょうか？

【A】 可能です。科研費により購入した設備等は、購入後直ちに研究機関に寄付することとしていますので、研究期間終了後も、研究機関の定めに従い、別の研究等で使用することは差し支えありません。また、科研費が交付されている研究者個人のみではなく、有効利用・有効活用の観点から、所属研究機関外の研究者を含め他の研究者の研究に使用することを可能にするなど、積極的に設備の共用化を図ってください。なお、令和2(2020)年度以降に購入する設備等については、研究課題の研究期間終了後(補助事業を廃止した場合も含む)5年間は、【Q4405】のとおり取り扱うこととなります。

【Q44072】 科研費の研究遂行上必要なものとして、他の研究にも使用可能な汎用性のあるパソコン等の物品やソフトウェア等を購入することは可能でしょうか？

【A】 可能です。科研費により購入した汎用性のある物品等については、科研費の補助事業専用とするとは必ずしも求めていません。科研費の補助事業の遂行に支障がなければ、研究機関外の研究者を含め科研費以外の研究のために使用しても差し支えありません。

【Q4408】 平成24(2012)年度から複数の科研費による共用設備の購入が可能となりましたが、共用設備の対象となる「設備」の定義は、何か定められているのでしょうか？

【A】 科研費としての定めはありませんので、研究機関のルールで判断することになります。なお、対象としては、実験装置や研究機材等を想定しており、図書や消耗品等は想定していません。

【Q4409】 共用設備を購入する場合に、各補助事業者の負担額の割合やその根拠等について、書面等において明らかにしておく必要がありますが、決められた様式などがありますか？

【A】 負担額の割合やその根拠等について明らかにする書面について、文部科学省及び日本学術振興会が定めた様式はありません。

このため、購入する共用設備ごとに負担額の割合やその根拠等について、各補助事業者を確認し、個別に書面で明らかにしていただいても構いません。また、各研究機関、各部局等の状況に応じて、あらかじめ共用設備の負担額の割合等について規定等を定めておき、実際に購入する時点で当

該規定に沿って取り扱うことについて各補助事業者を確認していただいても構いません。

なお、平成 24 年 3 月 9 日付 23 振学助第 55 号研究振興局学術研究助成課長通知に記載の考え方は別の考え方により整理する場合には、事前に文部科学省に相談してください。

※平成 24 年 3 月 9 日付 23 振学助第 55 号通知

https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1324771.htm

【Q4410】 共用設備の購入にあたって、負担額の割合を交付された研究費の規模に応じて按分してもよいでしょうか？

【A】 共用設備に関する負担額の割合を決めるにあたっては、「当該設備の使用割合（見込）による按分」や「研究課題数による等分」が合理的な考え方としてあげられます。

負担額の割合を交付された研究費の規模に応じて按分する場合にも、それが合理的な考え方であることが求められます。

例えば、負担額を支出する補助事業が2つで、その研究費規模が5倍違う場合（A事業が 1,000 万円、B事業が 200 万円）に、600 万円の共用設備を購入しようすると、A事業が 500 万円、B事業が 100 万円を支出することになりますが、当該設備の使用割合（見込）がA事業よりもB事業の方が高いとすれば、上記の「当該設備の使用割合（見込）による按分」とは大きく異なることになり、合理的な負担額の割合とは言えないと考えられます。

研究費規模により負担額の割合を按分することについては、一律に判断することが難しいため、事前に文部科学省に相談してください。

【Q4411】 共用設備を購入する際、当初予定していたものと同程度の設備を購入しなければならないのですか？

【A】 複数の補助事業において合算して共用設備を購入することで、当初予定していた設備よりも高額でハイスペックな設備を購入することも可能です。

【Q4412】 購入した共用設備を、購入経費を負担していない者が使用することはできますか？

【A】 共用設備についても、これまで補助事業ごとに購入していた設備と同様、購入後直ちに補助事業者の所属研究機関に寄付することとなります。

このため、共用設備の負担額を支出した補助事業の遂行に支障のない範囲で、他の研究者が使用することはできますし、他の研究者等が使用することで、科研費以外の研究も進められることは、国費の効果的・効率的使用の観点からも望ましいと考えられます。

【Q4413】 科研費以外の研究者も使用する前提で科研費による共用設備の購入は可能でしょうか？また、科研費共用設備に関する研究機関のルールを定める際に、どのようなことに留意したらよいでしょうか？

【A】 共用設備は、各補助事業の遂行に支障のない範囲で、他の研究のためにも使用されることが望ましいと考えられます。したがって、科研費以外の研究者も使用する前提であっても科研費による購入は可能です。また、この場合、科研費以外の経費（運営費交付金など科研費との合算使用を認めている経費）を加えて購入することも可能です。

各研究機関においては、研究機関内において共用設備が有効に活用されるよう、その使用方法や管理方法などについて適切にルールを定めてください。

【Q4414】 科研費と他の研究費制度の経費を合算して共用設備を購入することはできないのでしょうか？

【A】 科研費と他の研究費制度による共用設備の購入については、科研費以外の競争的研究費制度で合算使用が認められ、科研費による研究に支障が生じない場合には合算使用が可能です。令和2（2020）年度より、合算使用が可能な対象制度が拡大されました。詳細は、以下の申し合わせを確認してください。

「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」（令和2年3月31日資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ）

https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf

なお、科研費と他の競争的研究費制度を合算して共用設備を購入する場合、「研究者の異動の取扱い」、「所有権」など設備の取扱いが異なりますので、合算使用する各制度の定めに従ってください。

また、JST 又は AMED が「企業等」に区分する機関（「ア 国立大学法人、公立大学、私立大学等の公的研究機関」、「イ 国公立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関」、「ウ 公益法人等の公的性格を有する機関であって、JST 又は AMED が認めるもの」）に該当しない機関は、JST 又は AMED が所管する制度から配分された研究費とそれ以外の制度から配分された研究費を合算して共用設備を購入することはできません。

【Q4415】 科研費（補助金分）と科研費（基金分）により合算して共用設備を購入することも可能でしょうか？

【A】 可能です。ただし、科研費（補助金分）については、共用設備を購入する年度に使用する予定がない場合には負担額を支出することはできませんので、注意してください。

【Q4416】 直接経費と間接経費を合算して共用設備を購入することも可能でしょうか？

【A】 可能です。ただし、科研費の直接経費の補填として間接経費を使用する場合は認められません。あくまで、科研費の補助事業とは別の目的の下に間接経費を使用する場合に限ります。

【Q4417】 共用設備を購入した翌年度に、購入経費を支出した補助事業者の一人が他の研究機関に異動することとなった場合には、共用設備をどのように取り扱えばよいでしょうか？

【A】 共用設備についても、これまで補助事業ごとに購入していた設備と同様、購入後直ちに補助事業者の所属研究機関に寄付することとなります。

平成24(2012)年度から、複数の科研費による共用設備の購入を可能としたことで、研究機関において当該設備の共用が促進され、研究環境の向上も期待されますので、共用設備の購入経費を支出した補助事業者が他の研究機関に異動したとしても、原則として寄付を受けた研究機関で引き続き管理していただくこととなります。

また、他の研究機関に異動する補助事業者が、異動後も引き続き当該設備の使用を希望した場合には、当該設備を円滑に使用できるよう規定等を整備してください。

なお、異動する補助事業者が異動先の研究機関において当該設備の使用を希望し、かつ、当該設備の購入経費を支出した補助事業者全員が当該設備を他の研究機関に移すことに同意した場合には、当該設備を補助事業者の異動先の研究機関に移すことも可能です。

【Q4418】 共用設備の購入経費を支出した補助事業者の一人が、異動により共用設備の使用が困難になった場合に、異動先の研究機関において、異動前の研究機関で購入した共用設備と同一の設備を購入することはできますか？

【A】 他の研究機関への異動により、購入経費を支出した共用設備の使用が困難となり、補助事業の目的を達成できない場合には、異動先の研究機関において、異動前の研究機関で購入した共用設備と同一の設備を購入することは可能です。

ただし、異動前の研究機関において、共用設備を購入する際に、既に異動することが明らかであった場合には、共用設備の購入を避けてください。

【Q4419】 複数の科研費により合算して共用設備を購入することによって、実際に支出した物品費の額が交付申請書に記載した物品費の額を下回った場合に、他の費目に流用することは可能でしょうか？

【A】 補助事業の遂行に必要であれば、その差額を他の費目に流用することは可能です。なお、この際、研究者使用ルール等において定める費目間の流用制限を超える場合には、あらかじめ日本学術振興会の承認が必要となります。

【Q4420】 研究課題毎の実績報告にあたっては、各研究課題における共用設備の使用実績を報告する必要がありますか？

【A】 各研究課題における共用設備の使用実績を報告する必要はありません。実績報告書（実施状況報告書）には、共用設備を購入した時点の負担額を支出額として記載いただくのみとなります。なお、各

研究機関において購入時点における各補助事業者の負担額の割合及びその根拠等の考え方について、その合理性を十分に説明できるようにしておいてください。

【Q4421】 購入した共用設備の維持管理を行うために、どのような点に注意する必要がありますか？

【A】 共用設備は、購入にあたって負担額を支出した補助事業の遂行に支障のない範囲で、他の研究者等も利用できることが望ましいと考えられますので、日頃から当該設備の管理・運用を適切に行うため、必要に応じて研究支援者を配置することが望まれます。

【Q4422】 共用設備の修理費についても、購入時の割合及び規模等と同様の考え方により合算使用することは可能ですか？

【A】 共用設備の修理費にあつては、契約形態も含め様々なケースが考えられます。例えば、定期的な保守・修繕など全ての補助事業に関係する場合には、各補助事業が購入時に負担した割合と「同じ割合」で整理することもあり得るものと考えますが、特定の補助事業のために修繕等を行う場合にはどうするか、また、月払の契約においては1ヶ月使用しなかった場合にどうするかなどの観点からもご検討いただき、使用ルール等に従って適切にご対応ください。

科研費と他の経費の合算使用により修理費を負担する場合には、事前に文部科学省に相談してください。

【Q4423】 共用設備をリースする場合に、複数の科研費による合算使用は可能でしょうか？

【A】 リース契約についても、共用設備の購入の際と同様に、各補助事業者の負担額の割合及びその根拠等を書面により明らかにし、要件を満たす場合、合算使用することは可能です。ただし、リース契約では様々なケースが考えられ、例えば、月払の契約において1ヶ月使用しなかった場合にどうするかなどの観点からもご検討いただき、使用ルール等に従って適切にご対応ください。一律に判断することが難しいこともあるため、必要に応じて文部科学省に相談してください。

【Q4424】 同一の研究者が、科研費の二つの補助事業の研究代表者である場合に、この二つの補助事業の研究費を合算して設備を購入することはできますか？

【A】 可能です。この場合においても、「共用設備」の購入と同様、各補助事業の負担額の割合及びその根拠等の考え方について、その合理性を十分説明できるようにしておくことが必要です。

また、この場合にも、購入にあたって負担額を支出した補助事業の遂行に支障のない範囲で、他の研究者等も利用できることが望ましいと考えられます。

【Q4425】 今後は、科研費の応募に際して、設備の共同購入を前提とした研究計画を提出すべきでしょうか？

【A】 応募時の研究計画については、これまで通りとし、共同購入を前提とする必要はありません。あくまで採択後、各研究機関内において、他の研究者を交えて検討いただくこととなります。

【Q4426】 科研費(補助金分)の執行において、翌年度にまたがる期間(1年間)のソフトウェアライセンスの使用を契約するに当たり、当該年度の科研費から全額執行することは可能でしょうか？

【A】 原則、補助事業期間分のみ科研費から支出することが可能ですが、実際に当該年度に使用する目的で購入し、納品の確認も行っていれば、当該年度の科研費(補助金分)で支払うことが可能であると考えられます。

ただし、単に雑誌の年間購読など、一定期間ごとに納品される物品のうち、補助事業期間外に納品される物品については、補助事業期間外に納品確認が必要となり、当該補助事業期間中に活用することができないことから、当該科研費から補助事業期間外に納品確認した物品に係る経費を支払うことができません。また、残りの補助事業期間が1年間であるにも関わらず、3年間のライセンスの使用の契約を結ぶことなど、過度に補助事業期間を超えている場合には、それよりも短い期間の契約がないか等、契約に当たっては十分に注意してください。

なお、基金による執行においても、補助金と同様に、補助事業期間を超える契約行為を行う際は、残りの補助事業期間に鑑み、過度に支出することのないよう注意してください。

【Q4427】 機関番号が異なる研究機関であっても、同一法人内に設けられていれば当該各研究機関に所属する補助事業者の科研費等を合算して共用設備を購入することはできないでしょうか。

【A】 以下の要件をすべて満たす場合には、例外的に「同一の研究機関」とみなしますので、当該各研究機関に所属する補助事業者の科研費等を合算して共用設備を購入することは可能です。

- ①共用設備を購入する各研究機関は同一法人内の組織であること
- ②共用設備を購入する各研究機関が同一の事務組織で管理されていること
- ③共用設備を購入する各研究機関の事務組織は、共用設備について統一ルールを整備し、当該設備を適切に管理すること(共用設備の所有権などの権利義務関係を適切に管理すること)

【Q4428】 研究機関内における取組として、既設の研究設備の有効活用のため、研究目的達成等により不用となった設備の譲渡の仲介をしてリサイクルしたり、手数料を徴収して設備の共用を行ったりしていますが、こうした中古設備の購入や共用設備を使用する手数料等の経費を、科研費から支出することはできますか？

【A】 研究遂行上、必要であれば支出可能です。その際、手数料等については、研究機関の規定等に基づいて明確に算出することができるようにする必要があるとともに、徴収した手数料等の研究機関内における取扱いについても明確にする必要があります。

○ 旅費

【Q4431】 旅費の単価などの定めはありますか？

【A】 科研費では旅費、謝金などの単価や基準を定めていないため、各研究機関で定める単価に則って判断していただくこととなります。例えば、次のような事例についても、各研究機関の規定に従っていれば支出することが可能です。

- ・旅費の算出の出発地を所属機関ではなく自宅所在地とすること
- ・日当、宿泊料を国の基準よりも高くすること
- ・ビジネスクラス、グリーン料金を支出すること

【Q4432】 旅費の支給の対象について制限はありますか？

【A】 科研費については、当該研究課題の研究遂行に直接必要なものであれば支給の対象について制限はありません。例えば、以下のようなものへの支出も可能ですが、研究代表者や研究分担者は、その経費使用に関する判断や使途に関する説明責任を負うことになります。

- ・大学院生が行う出張
- ・海外出張等に係る見積書の作成経費
- ・出張が中止となった場合のキャンセル料
- ・海外出張の際の支度料

【Q4433】 「出張依頼書」、「出張報告書」等の様式は定められていますか。また、出張旅費の証拠書類として、航空券の半券を徴しておく必要がありますか？

【A】 科研費独自の定めはありません。出張旅費の証拠書類に関しては、研究機関として 科研費の管理について説明責任を果たせるよう、適切なものを研究機関で定め、徴するようにしてください。

【Q4434】 他の研究機関に所属する研究者に出張を依頼した場合に、その出張旅費はどちらの研究機関の旅費規程で算出すべきでしょうか？

【A】 どちらの研究機関の旅費規程に基づいて出張旅費を算出するかは、相手方の研究機関と協議の上決めることができます。

【Q4435】 学会の研究発表会において科研費による研究成果の発表を依頼され、主催者からは航空費と宿泊費が支給されるので、日当のみを科研費から支出したいのですが、そのような支出は可能ですか？

【A】 研究機関において、先方負担を伴う旅費の支払いの基準等で、先方負担分を除いて支払うことが

可能とされている場合には、支出は可能です。

【Q4436】出張先において科研費の研究成果を発表するためのシンポジウムが終了した後、別の研究のための資料収集を数日間行う場合に、科研費から出張期間中のすべての旅費を支出することができますか？

【A】科研費では補助事業とは別の研究のための経費を支出することはできませんので、このケースでは、出張期間中のすべての旅費を科研費から支出することはできません。ただし、科研費と他の経費の使用区分を明らかにすること等で、科研費と他の経費を合算して1回の出張に係る旅費を支出することは可能です。

【Q4437】年度末に科研費用務で出張に行く計画がありますが、大学の旅費規程に基づく出張旅費を支出するだけの科研費が残っていない場合に、出張することができますか？

【A】補助事業を遂行するためのものであって、合算使用の制限の例外に該当する場合であれば、他の経費を加えて、出張することは可能です。

【Q4438】複数の用務を兼ねて出張する場合に、経費の支出を分けることができますか？

【A】例えば、前半と後半の用務に分けて、往路の旅費と一部の宿泊費、復路の旅費と一部の宿泊費のように分けて、異なる研究費から支出することは可能です。

【Q4439】年度をまたいでの出張を行う場合に、科研費から旅費を支出できますか？

【A】科研費(補助金分)にあつては、年度をまたぐ旅費のうち当該年度分を支出することはできますが、次年度に係る出張の経費を、前年度の補助金から支出することはできませんので注意してください。一方、科研費(基金分)にあつては、年度をまたぐ支出について制約はありませんので、旅費を年度によって分けて支出する必要はありません。

【Q4440】科研費から支出する出張でマイルを取得することは可能ですか？

【A】科研費制度として定めた規定はありませんので、研究機関の規定に基づき、取得可能か不可能か判断してください。

【Q4441】海外へのお出張に係る海外旅行傷害保険料、査証(ビザ)の申請料や予防接種等を科研費から支出することは可能ですか？

【A】研究遂行上、必要であれば支出可能です。ただし、例えば、保険料においては、契約に当たって適正な掛け金となっているかなど、過度に高額な支出にならないように留意することが必要です。

○ 人件費・謝金

【Q4451】人件費・謝金として支出できるものに制限はありますか？

【A】直接経費から、研究代表者や研究分担者自身の人件費(給与)や謝金を支出することはできませんが、その他のものについては、当該研究課題の研究に直接必要とするものであれば基本的に支出することができます。例えば、以下のようなものへの支出も可能ですが、研究代表者や研究分担者は、その経費使用に関する判断や使途に関する説明責任を負うことになります。なお、雇用する場合には、研究者が個人として雇用するのではなく、研究機関として雇用すべきものです。このため、研究機関が採用時に面談や勤務条件の説明を行い、雇用契約において勤務内容、勤務時間等について明確にするとともに、雇用条件などについては、各研究機関でルールを定めてください。

- ・アンケート調査を実施する場合に、協力していただいた人に、謝礼として図書カードなどを配付することも、研究に直接必要となるものであれば支出できます。

- ・事務担当者の雇用については、一般的には当該研究に限って必要とされるものではないと思われますので、直接経費ではなく間接経費などを使用するのが適当なケースが多いと判断されます。なお、研究の内容等によっては、事務的な業務が研究遂行上必要な場合がありますので、そのような業務を行わせる者を直接経費で雇用することは可能です。

【Q4452】 人件費の支出と、通勤手当、社会保険料、有給休暇などの関係について教えてください。

【A】 各研究機関において研究支援者等の採用にあたり雇用条件を決定する際に、研究機関の関係規定に基づいて適切に判断していただければよく、科研費の制度として一律にルールを定めているものではありません。このほか、赴任のための旅費の支給、賞与や残業代の支給、産休の取扱いなどについても同様です。いずれにせよ、雇用に関する諸条件については、研究機関の規定や雇用契約の書面において明確にしておくことが必要です。

【Q4453】 研究協力者に謝金を支払った際に、源泉徴収を行う必要がありますか？

【A】 源泉徴収を行う必要があるか否かについては科研費独自の定めはありませんので、研究機関のルールに従ってください。

【Q4454】 補助事業に従事している被雇用者の年度末の人件費を支給することはできますか？

【A】 科研費では、実績報告書提出時までの支払い(精算)を可能とし、各年度の実績報告書の提出期限を5月31日にしています。したがって、研究機関内の会計処理の期間を考慮しても、支出することが可能と考えます。

【Q4455】 人件費・謝金の実事確認のためには、具体的にどのようなことを行えばよいでしょうか？

【A】 人件費・謝金については、各研究機関が単価や支払方法などをそれぞれ定めることとなりますので、実事確認の方法も区々です。出勤簿や勤務内容の確認を定期的に行うなど各研究機関として説明責任を果たせるよう適切に確認を行ってください。なお、確認にあたって、研究者に必要以上に証拠書類を求めることがないよう一定の配慮も必要と考えます。具体的には、出勤簿を事務局で管理し、長期雇用の場合は、勤務状況等を被雇用者との面談により確認するなどの方法が考えられます。

【Q4456】 大学院生をリサーチアシスタント(RA)として雇用し、科研費の研究補助業務に従事させることは可能でしょうか？

【A】 科研費の研究課題に必要な実験補助や研究資料の収集等に従事させるために、大学院生を研究協力者(リサーチアシスタント)として雇用し、給与や謝金を支給することは可能です。各研究機関において、適切な給与水準を定め、雇用に必要な手続きを行ってください。

なお、この場合、研究協力者としての「業務への対価」として認められるものであって、大学院生への奨学金のようなものは認められません。

【Q4457】 科研費により雇用されているポスドクが、所属研究機関等が主催する若手研究者を対象とする研修会等に、雇用元の科研費業務の勤務時間内に参加することは可能でしょうか？

【A】 科研費により雇用されている者は、雇用元の科研費の業務(雇用元の業務)に専念する必要がありますが、雇用元の業務を遂行する上で必要とされる知識や技術の習得に資する研修会等に勤務時間内に参加することは可能です。

○ その他

【Q4471】 その他の経費として支出できるものに制限はありますか？

【A】 科研費については、当該研究課題の研究遂行に直接必要なものであれば支出することができます。例えば、以下のようなものへの支出も可能ですが、研究代表者や研究分担者は、その経費使用に関する判断や使途に関する説明責任を負うことになります。その判断については、根拠が示せるように必要に応じて研究機関でルールを定めてください。

【支出が認められる例】

- ・光熱水費についても、当該研究の遂行に使用されていることを特定(例えば、具体的な按分基準による算定など)することができれば、支出することは可能です。
- ・学内の施設使用料(スペース・チャージ)についても、研究機関の規定等に基づき明確に算出できれば、支出することはできます。
- ・レンタカー代についても、研究遂行のために直接必要であれば、支出することができます。レン

- タカー借用時に必要となる免責補償料(保険)も支出することもできます。
- ・鉄道やバスなどの公共交通機関を利用することができない地域においてタクシーを利用することも、適宜判断して支出することができます。

【支出が認められない例】

- ・研究者を訪問する際の「手土産代」については、研究の遂行のために直接必要なものとは考えられませんので支出できません。

【Q4472】 設備の保守やリースに関して複数年の契約をすることはできますか？

- 【A】 複数年の契約をすることに制約は設けていませんので、最も効率的であると判断する形で研究機関の責任において契約することができます。なお、リース料等の科研費(補助金分)による支払いについては、複数年分を一括で行うことはできず、年度ごとに行う必要があります。また、複数年によるリース料等の科研費(基金分)による支払いについては、必ずしも年度ごとに行う必要はありません。

【Q44721】 リース契約により導入した設備等については、どのように資産管理したら良いでしょうか。

- 【A】 リース契約の形態は様々ですので、そのすべてに適用できる資産管理の方法を示すことは困難です。各研究機関において関係規定等を定め、研究機関が契約の主体になるなど、適切に管理するようにしてください。

【Q44722】 研究代表者が、設備のリースや、研究実施場所・宿泊施設(長期滞在の場合のアパートを含む)の借り上げを行う予定があり、所属機関の規程により支出を検討していますが、新型コロナウイルス感染症による影響など、借り上げの期間中にやむを得ない事情で一定期間使用しない期間がある場合でも当該期間の経費も直接経費から支出できるのでしょうか？

- 【A】 使用しない期間については契約しないことが可能であれば、支出しないようにしてください。ただし、長期間でしか契約できない場合など、やむを得ない事情があり、所属機関の規程上も支払が可能な場合は、直接経費から支払うことも差し支えありません。

【Q4473】 翌年度以降も科研費の補助事業が継続する場合であって、翌年度に開催予定の学会参加費の支払期限が今年度である場合には、今年度の科研費から参加費を出すことができますか？

- 【A】 翌年度に開催される学会への参加費は、翌年度の補助事業の遂行のために必要となる経費であると考えられます。

科研費(補助金分)については、当該年度の補助事業の遂行のために必要な研究費が交付されていますので、今年度の補助金から翌年度の補助事業の遂行のために必要な経費を支出することはできません。今年度中の支出がどうしても必要なときは、例えば、研究機関や研究者が立て替え、翌年度交付される補助金で精算する等の手続を行ってください。(立て替え等の手続については、研究機関の定める規定等に従ってください。)

なお、科研費(基金分)については、研究期間全体を通して補助事業の遂行のために必要な研究費が交付されているため、会計年度に関係なく支出が可能となります。

【Q44731】 学会年会費を科研費から支出することは可能でしょうか？

- 【A】 当該学会の活動に参加することが、科研費の研究の遂行のために必要であるならば可能です。

【Q4474】 学会への出席にあたって、学会参加費の中に夕食のレセプション(アルコール類も提供される)費用が含まれており、この部分だけ切り離すことはできないとのことでした。こうした場合に、学会参加費を科研費から支出することはできませんか？

- 【A】 学会参加費の中にその費用が組み込まれ不可分となっているようなレセプションは、学会活動の一環として企画されていると考えられますので、その際にアルコールが供されるか否かを問わず、参加費を科研費から支出することは可能と考えます。なお、実際には、様々なケースがあると思われるので、社会通念上、学会活動を超えるようなケースまで支出を可能とするものではありません。

【Q4475】 以前、他の経費で購入した実験装置を科研費の研究に活用する場合に、修理費用を科研費

から支払うことは可能でしょうか？

【A】 科研費の研究のために使用するのであれば可能です。

【Q4476】 科研費の直接経費から、オープンアクセスに係る掲載料を支出することはできますか？

【A】 科研費では、直接経費の費目「その他」において従来より「学会誌投稿料」を使用ルールにおいて、対象となる経費の例に挙げており、オープンアクセスに係る掲載料についても支出可能です。

また、オープンアクセスに係る掲載料等を出版社等と研究機関が一括契約し、学内の研究者が論文の閲覧・掲載等を行う際に、学内オープンアクセス利用料として研究機関に支出することも、当該利用料について研究機関の規定等に基づき明確に算出できれば、科研費の直接経費から支出することが可能です。

なお、日本学術振興会は、論文のオープンアクセス化に関する実施方針を定めており、日本学術振興会が交付する科研費をはじめとする研究資金による論文は原則としてオープンアクセスとすることとしています。著作権等の理由や、所属機関のリポジトリがオープンアクセス化に対応できない環境にある等の理由により、オープンアクセス化が困難な場合はこの限りではありません。

日本学術振興会(実施方針): https://www.jsps.go.jp/data/Open_access.pdf

【Q4477】 補助事業に関連した研究集会を主催する場合、会場内への託児施設設置に係る費用を科研費の直接経費で支出することはできますか？

【A】 当該研究課題の遂行上必要である場合には支出することができます。

【Q44771】 日常的に必要な託児料以外で、学会・研究集会等に参加するに当たって臨時的に必要なとなる託児料を科研費の直接経費で支出することはできますか？

【A】 「託児費用」も研究課題の研究遂行上必要であって臨時的に必要な費用であるなら支出対象から除外されるものではありません(平日、夜間、休日等を問いません。)

ただし、日常的に必要な託児料については、社会通念上、給与や児童手当等により支弁することが適当と考えられます。託児費用への支出に当たっては、そうした点に留意の上、研究遂行上の必要性について、補助事業者として説明責任を果たせるよう、適切に対応することが求められます。

【Q4478】 例えば臨床研究の際に「臨床研究保険」への加入が必要な場合がありますが、そういった補助事業を実施する上で必要な保険料を科研費の直接経費で支出することはできますか？

【A】 研究遂行上、必要であれば支出可能です。ただし、保険料においては契約に当たって適正な掛け金となっているかなど、過度に高額な支出にならないように留意することが必要です。また、日常的に必要な保険については、社会通念上、給与等により支弁することが適当と考えられますので、こうした点にも留意の上、研究遂行上の必要性について、補助事業者として説明責任を果たせるよう、適切に対応することが求められます。

【Q4480】 応募時にバイアウト経費を計上する際には、どの程度、研究機関と調整が済んでいる必要があるのでしょうか？また、応募時に研究機関においてバイアウト制度の仕組みが構築されていない場合、研究計画調書に計上することは可能ですか？

【A】 バイアウト経費を計上するに当たっては、原則、研究機関においてバイアウト制度に関する仕組みが構築されていることが必要です。応募時までには仕組みが構築されていない場合のバイアウト経費の計上を妨げるものではありませんが、バイアウト経費を計上することについて研究機関の了承を得るとともに、交付申請までに研究機関において構築した仕組みにのっとり研究機関と研究者間の合意がなされていることが必要です。

【Q44801】 バイアウト経費に支出上限はありますか？

【A】 科研費では、バイアウト経費の支出上限は定めていませんが、科研費による研究遂行に支障が生じないよう、研究代表者(又は研究分担者)の責任において、研究費の適切な執行に努めてください。

【Q44802】 バイアウト経費を研究計画調書に計上していなかったのですが、採択された後に研究計画を変更してバイアウト経費を支出することは可能ですか？

【A】 科研費では、交付申請書に記載の研究目的の範囲内であれば、日本学術振興会へ事前の申請などを行うことなく、進捗状況に応じて研究計画を変更することができます。このため、バイアウト経費を研究計画調書に計上していなかったとしても、研究計画の変更に伴い必要が生じた場合には、研究機関の仕組みに則ってバイアウト経費を支出することは可能です。なお、当該変更額が直接経費総額の 50%を超える場合などは、日本学術振興会の承認が必要になりますので、機関使用ルールをよく確認し、必要な手続きを行ってください。

【Q44803】 バイアウト経費を研究計画調書に計上し採択された場合、必ずバイアウト経費を支出しなければならないのでしょうか。例えば、業務を代行する適任者が見当たらず、結果的にバイアウト経費として使用する予定がなくなるなどの場合どうすればよいでしょうか。

【A】 科研費の研究計画調書には、応募者が実施しようとする研究計画を踏まえ、経費の計上をしていただくことが基本であり、バイアウト制度についても同様です。他方、採択後において、様々な理由から、バイアウト経費より(本来の)研究経費により重点をおかなければならない場合も想定されます。このため、「研究計画調書に計上したバイアウト経費を必ず支出しなければならない」ということではありません。代替手段を検討いただくとともに、交付申請書に記載の研究目的の範囲内で進捗状況に応じて研究計画を変更するなど、適切に経費を執行してください。さらに、必要に応じ、交付申請時点で研究経費を見直したり、研究開始後に交付申請書に記載の研究目的の範囲内で進捗状況に応じて研究計画を変更したりすることも可能です。

【Q44804】 バイアウト経費を計上すると、応募しようとする研究種目の金額規模では研究経費が足りなくなってしまうますが、どうすればよいでしょうか。

【A】 バイアウト制度は、研究以外の業務の代行に係る経費の支出を可能とし、研究に専念できる時間を拡充するために導入されたものです。研究活動の効果をさらに高めるための制度ですので、研究遂行に当たって「必ずバイアウト経費を支出しなければならない」ということはありません。バイアウト経費を支出することで、本来の研究活動に支障をきたすことがないように留意してください。なお、科研費は一定の要件の下、他の経費との合算使用が可能ですので、必要に応じて活用してください。合算使用における留意点については、【Q41051】【Q44809】を御覧ください。

【Q44805】 研究活動の遂行に必要不可欠な研究協力者がいますが、教育業務で多忙のため参加していただくことが困難です。研究協力者の研究時間を確保する必要があるため、その方の本来業務である教育業務を代行するための者を雇用するためにバイアウト経費を支出することは可能でしょうか？

【A】 バイアウト制度は、研究代表者(又は研究分担者)本人が当該研究課題に専念できる時間を拡充するための制度です。このため、研究協力者の研究時間を確保するためにバイアウト経費を支出することはできません。

【Q44806】 バイアウト経費を支出する際に、当該研究課題に専念できる時間が拡充されていなければ返還を求めることがあるとされていますが、本来であれば研究時間が減るところをバイアウトのおかげで研究時間が減らなかった(減少幅が少なくなった)場合などでも返還を求められるのでしょうか？

【A】 バイアウト経費を支出する場合、当該研究課題に専念できる時間が拡充される必要がありますが、バイアウト制度の趣旨に鑑み、バイアウト経費を支出することで当該研究課題に専念できる時間の減少が回避されると認められる場合には、当該経費の返還を求めるものではありません。

【Q44807】 バイアウト経費の支出について、経費の執行状況と合わせて確認する場合があるとされていますが、何時、あるいはどのようなタイミングで支出の適切性について確認されるのでしょうか？

【A】 科研費の執行状況等については、実地検査時や額の確定時等に確認することとしておりますので、その際にバイアウト経費の支出内容についても必要に応じて確認することとします。

【Q44808】 バイアウト経費の支出に当たって、当該研究課題に専念できる時間の拡充状況が確認できる必要があるとのことですが、証拠書類としてどのような書類を準備すれば良いのでしょうか？

【A】 証拠書類においては、業務を代行することで当該研究課題に専念できる時間が拡充したことが分かる必要があります。バイアウト制度については研究機関が構築した仕組みに基づき実施することとなりますので、一律にバイアウト経費の支出に必要な証拠書類を示すことは困難ですが、例えば、研究代表者（又は研究分担者）と研究機関との合意文書や、領収書など直接経費からバイアウト経費が適切に支出されたことを証明する書類等が考えられます。なお、書類の準備に当たって研究代表者（又は研究分担者）の過度な負担とならないように留意してください。

【Q44809】 バイアウト経費は、複数の競争的研究費を合算して支出することは可能でしょうか？

【A】 複数の競争的研究費を合算してバイアウト経費を支出することは可能ですが、研究代表者（又は研究分担者）が当該研究課題に専念できる時間を拡充するための経費であるという趣旨に鑑みて、それぞれの競争的研究費の使用区分（拡充される研究時間等）を明らかにしておく必要があります。このため、複数の競争的研究費を合算してバイアウト経費を支出する場合には、経費分担の根拠が明確になるようにしてください。

【Q44810】 研究者の研究時間確保のために授業の数コマでゲストスピーカーを招へいすることになりました。ただし、ゲストスピーカーの授業時には研究者も出席するため、実際に研究者が研究のために確保できた時間は授業「準備」の代行時間のみです。このような場合、ゲストスピーカーを招へいする費用をバイアウト経費として支出してもよいのでしょうか？

【A】 バイアウト経費は、研究時間の確保を目的として代行にかかる費用が発生した場合に、通常支払うことが想定されるものだけが対象になります。

そのため、授業「準備」の代行に関してバイアウト経費を支出する場合には、例えば、研究機関内のルールとして、授業の準備時間分を明確に切り分けて講師謝金の単価を設定した上で、授業の「準備」時間分について当該研究プロジェクトに専念できる時間が増えたことを明確にして、当該授業準備時間分に見合った費用を設定するなど、適切な説明を果たせるよう研究機関内でのルール整備を行ってください。

(5) 研究分担者、分担金

【Q4501】 研究分担者は、なぜ必ず分担金を配分されるのでしょうか？

【A】 「研究分担者」は、「研究代表者」と同様、応募資格を有し、「研究代表者」とともに補助事業の遂行に責任を負う者です。当該補助事業遂行のため「研究代表者」とともに主体的に研究を行う者として、必ず分担内容を踏まえた分担金の配分を受けることとしています。このことから、補助事業遂行の責任のみならず、分担金の使用についての説明責任も負うことになります。

【Q4502】 研究代表者と同一の研究機関に所属する研究分担者の分担金の管理方法について留意する点を教えてください。

【A】 研究代表者と同一の研究機関に所属する研究分担者への分担金については、管理する口座は研究代表者と同一でも構いません。ただし、研究代表者及び研究分担者は補助事業者となりますので、研究費の使用について、それぞれ執行額が判別できるように研究費の管理を行ってください（例えば、研究代表者と同一の収支簿で管理するが、備考欄において支出した者を区分するなど）。なお、研究代表者と研究分担者の所属する部局が異なる場合には、部局毎に管理することも可能です。

また、最終的な研究分担者ごとの使用額については、実績報告書提出時に研究代表者がまとめて報告することになります。

【Q4503】 研究代表者と研究分担者の所属研究機関が同一学校法人内の大学と短大に分かれている場合は、事務局が同じであっても分担金を配分しなければならないのでしょうか？

【A】 科研費においては、同一法人内であっても、研究分担者に対しては分担内容を踏まえた分担金の

配分が必要ですが、学校法人として一つの事務局で科研費の管理をしている場合は同じ事務局で管理していただいても構いません。

なお、最終的な研究分担者ごとの使用額については、実績報告書提出時に研究代表者がまとめて報告することになります。また、実績報告書は大学と短大からそれぞれ提出していただきます。

【Q4504】 分担金を配分した場合、分担金の使用に関する証拠書類はどこで保管することになるのでしょうか？

【A】 分担金の使用に関する証拠書類は、実際に分担金を使用した研究分担者が所属する研究機関が保管することになります。なお、分担金に係る関係書類は科研費の交付を受けた補助事業期間終了後5年間保管する必要があります。

また、実績報告書(実施状況報告書)の作成等に必要のため、分担金に係る収支簿等の収支状況がわかる書類の写しを、研究代表者の所属研究機関に送付してください。なお、納品書や領収書等の関係書類全ての写しの送付を求めるものではありませんので、ご注意ください。

【Q4505】 他大学の研究分担者に対する分担金の送金方法などについて取り決めがあるのでしょうか？

【A】 分担金の送金方法などについて、科研費の制度上のルールは特に設けていません。

研究分担者の所属研究機関と研究代表者の所属研究機関の間で、分担金の送金について事前に連絡調整のうえ、適切に送金していただければ結構です。ただし、国の研究機関など間接経費を受け入れることができない研究機関は、分担金の送金を受ける前に、研究代表者の所属研究機関に直接経費のみの受入となることを連絡してください。

【Q4506】 交付決定後に研究分担者に配分する分担金の額を一部変更し、他の研究機関に所属する研究分担者に送金する場合、研究代表者の所属研究機関を経由することなく、直接、研究分担者の所属研究機関間で分担金の送金の手続きを行っても差し支えないでしょうか？

【A】 研究代表者と研究代表者の所属研究機関において、変更する内容を把握できていれば、研究代表者の所属研究機関を経由することなく、研究分担者の所属研究機関間で分担金の送金手続きを行っても差し支えありません。

【Q4507】 交付申請書において研究分担者として記載されていた者が、研究計画等の変更により分担金を使用しないこととなった場合に、どのような手続きを行えばよいのでしょうか？

【A】 「補助事業者(研究分担者)変更承認申請書」(様式C-9、様式F-9又は様式Z-9)により、研究組織の研究分担者から外す手続を行う必要があります。

【Q4508】 「収支簿」(様式B-1、様式E-1又は様式Y-1)は、研究代表者の分とは別に研究分担者の分も作成した方がよいのでしょうか？

【A】 「収支簿」は、研究課題ごとに作成する必要がありますが、研究代表者と同一の研究機関に所属する研究分担者の分は、研究代表者の分と共通でも構いません。その場合、備考欄に使用者名を記入するなど、使用者を明確にするよう工夫してください。

なお、他の研究機関に所属する研究分担者に分担金を配分する場合は、研究代表者の収支簿とは別に、配分する分担金ごとに各研究機関において収支簿を作成する必要があります。

(6)間接経費の使用

【Q4601】 間接経費を措置している趣旨は何ですか？

【A】 間接経費は、競争的研究費を研究者が獲得したことによって、直接経費の一定割合を研究機関に対して措置するものです。これは、研究者が研究機関において競争的研究費で研究を行う場合に、所属する研究機関において様々な負担が生じたり、研究機関としての研究環境の整備が必要とされたりするなどの事情があることから、これらに適切に対応するための経費を措置するとともに、直接経費による研究をより円滑に行うことにつなげるといったねらいもあります。

間接経費を措置された研究機関には、こうした趣旨を踏まえて、間接経費を有効に活用することが求められます。

【Q4602】 間接経費を使用できるのは具体的にどのようなケースですか？

【A】 間接経費の趣旨は上記のようなものであり、間接経費については、直接経費による研究遂行に関連して間接的に必要であるものに幅広く使用できます。具体的には、次のようなことにも使用できます。

- ・科研費の研究成果に関連する特許出願費用、弁理士費用、審査請求費用。
- ・科研費事務補助者の雇用。その他、科研費による研究の応用等のために必要となる研究者、研究支援者の雇用。
- ・関連する大学の共用施設の施設整備、図書館の図書購入のために必要な経費。

一方、直接経費の対象となっている研究課題の研究費としての使用(直接経費との合算使用を含む)はできませんので注意してください。

また、経費の執行にあたっては、全く同一の物品の購入であっても、「研究代表者や研究分担者が補助事業の遂行に必要なものとして購入する場合」は「直接経費」により支出し、「研究機関が補助事業の遂行に関連して間接的に必要なものとして購入する場合」は「間接経費」により支出することになっていますので、いずれの経費で支出するかは、「どのような目的で使用するのか」といった観点から判断する必要があります。(下記の例を参照してください。)

【例1】「パソコン」を購入する場合

- ・直接経費で支出・・・科研費の交付を受けた研究課題のデータの分析のために必要なパソコン
- ・間接経費で支出・・・科研費の経理事務処理のために事務室に設置するパソコン

【例2】「図書」を購入する場合

- ・直接経費で支出・・・科研費の交付を受けた研究課題の研究に必要な図書
- ・間接経費で支出・・・図書館に常備し多くの研究者等の閲覧に供する図書

【Q4603】 私の大学では、間接経費を獲得しても、当該研究者自身には配分されない仕組みになっていますが、おかしいのではないのでしょうか。

【A】 研究代表者及び研究分担者は、科研費交付後に間接経費を研究機関に譲渡することとされています。これは、間接経費の趣旨が、研究機関の研究環境の整備等に役立てようとするものであるからです。間接経費の取扱いについては、研究機関によって様々なケースがあり、研究者自身に一定額を配分するか否かは、各研究機関の考え方によって決められています。

【Q4604】 間接経費はどのように管理すればよいのでしょうか。個々の研究者別に管理しなければならないのでしょうか。間接経費専用の口座を開設すべきでしょうか？

【A】 間接経費は、科研費交付後、研究機関に譲渡することとしています。譲渡後は、研究者が研究のために使用する直接経費とは切り離して、研究機関の長の責任の下、使用に関する方針等を作成し、それに則り、公正・適正かつ計画的・効率的に執行してください。また、使途の透明性確保に努めてください。

その際、間接経費専用の口座を開設したり、個々の研究課題別に管理する必要はありませんが、使用実績を府省共通研究開発管理システム(e-Rad)により報告する必要がありますので、適切に管理してください。

【Q4605】 間接経費を研究分担者の所属研究機関に配分した場合、当該間接経費については、研究代表者の所属研究機関又は研究分担者の所属研究機関どちらが間接経費使用実績の報告を行うことになるのでしょうか？

【A】 間接経費使用実績の報告は、間接経費を受け入れ執行した研究機関毎に作成することとしています。このため、研究分担者の所属研究機関が間接経費の配分を受け入れ執行した場合は、間接経費使用実績の報告を行うことになります。また、研究代表者の所属研究機関は、研究分担者の所属研究機関に配分した間接経費の額を除いて間接経費使用実績の報告を行うことになります。

5. 各種手続

(1) 交付申請手続

【Q5102】 採択後の交付申請時に、研究分担者から研究協力者への変更は可能でしょうか？また、研究協力者から研究分担者への変更は可能でしょうか。

【A】 いずれの場合も、変更することは可能です。「交付申請書」(様式A-2-1、様式D-2-1、又はX-2-2)の「研究分担者欄」に、研究分担者を追加又は削除する旨と、その理由を記載して提出してください。

【Q5103】 応募時に予定していた研究分担者への分担金の額を、交付申請時に変更することは可能でしょうか？

【A】 応募時に予定していた研究分担者への分担金の額を、内定時の交付予定額に応じて交付申請時に変更することは可能です。

また、交付決定後において、分担金の配分額を変更することは研究代表者の判断で可能です。

【Q5104】 交付申請書、支払請求書、実績報告書について、英語での記入は認められますか？

【A】 交付申請書、支払請求書、実績報告書(実施状況報告書)は英語による記入が可能です。

【Q5105】 科研費の交付業務についても電子化が進んでいますが、研究機関や研究者の事務負担を軽減するため、交付申請書や実績報告書などへの押印を省略し、オンラインで申請書類の提出を行えるようにならないでしょうか？

【A】 平成30(2018)年 4 月以降、電子申請システムを利用して、様式を作成する場合には、研究機関からの印刷物による様式提出を不要としました。詳細は下記 URL をご確認ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1402050.htm

また、令和2(2020)年11月以降、全ての様式の押印を廃止するとともに、科研費電子申請システムによらず、紙媒体で提出いただいていた各種書類についても、電子的に提出することで紙媒体による提出を不要としました。詳細は下記 URL をご確認ください。

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/06_jsps_info/g_201029/index.html

なお、研究機関間の手続は両機関同士の取り決めにより行われており、科研費制度として様式を指定しておらず、押印、紙媒体でのやり取りを求めておりません。そのため、両機関の取り決めによって押印を廃止、オンラインでのやり取りをしていただくことも可能です。

(2) 育児休業等取得に伴う手続

【Q5201】 育児休業等を取得していたため交付申請を留保(又は交付決定後に研究を中断)していた研究者が、当初予定していた育児休業等の期間を延長する場合に、どのようなことに留意すべきでしょうか？

【A】 当該研究者の所属研究機関の事務担当者は、日本学術振興会に育児休業等の期間延長に伴って変更される研究の再開予定日を速やかに連絡してください。

なお、科研費(基金分)のうち、交付決定後に研究を中断している課題については、取扱いが異なりますので、FAQの【Q5203】を参照してください。

【Q5202】 科研費(補助金分)について補助事業の中断手続を行い未使用額を返還した場合に、翌年度以降、育児休業等から復帰する時には、返還した未使用額と翌年度以降に交付を受ける予定だった補助金額を合算した額の補助金が交付されるのでしょうか？

【A】 研究を再開する年度には、基本的に研究中断に伴い返還した未使用分の補助金が交付されますので、それに応じた補助事業を実施することになります。また、翌年度以降に交付を受ける予定だった補助金は順次年度を繰り下げて交付されます。ただし、研究の開始(再開)時に、交付金額の変更等研究実施計画を変更することも可能です。FAQの【Q5201】を参照してください。

以下の具体例は、N 年 10 月 1 日～N+2 年 3 月 31 日まで育児休業等を取り、研究中断を行い、補助事業を2年度繰り下げて実施する場合です。

	研究中断前	研究中断後
N年度	交付決定額 1,000,000円 未使用額 (400,000円)	執行額 600,000円
N+1年度	交付予定額 700,000円	—
N+2年度	交付予定額 500,000円	交付予定額 400,000円
N+3年度	—	交付予定額 700,000円
N+4年度	—	交付予定額 500,000円

なお、科研費(基金分)については、取扱いが異なりますので、FAQの【Q5203】を参照してください。

【Q5201】科研費(補助金分)について、育児休業から復帰した場合、交付金額の変更等研究実施計画を変更することは可能ですか？

【A】可能です。研究代表者が研究を開始(再開)するに当たり、研究実施計画を変更した上で交付申請を行う場合は、「交付申請書」(様式A-2-1)を提出する前に、「産前産後の休暇、育児休業の取得、又は、病気を理由とする特別研究員の採用の中断若しくは海外における研究滞在等に伴う研究実施計画の変更願」(様式A-14)を提出してください。これにより、育児休業等の取得以降の交付予定額の範囲内で申請額を変更することができます。

【Q5203】科研費(基金分)において、育児休業等の取得については科研費(補助金分)と何か変わりますか？

【A】科研費(基金分)においては、年度にとらわれずに複数年度にわたる研究費として使用することができます。このため、研究期間中に育児休業などに伴って研究を中断する場合であっても、研究費を一旦返納せずに研究機関において管理することになります。また、研究の再開にあたっては、研究機関に留保していた研究費を引き続き使用できるほか、適宜、必要とされる研究費の支払請求を行うことができます。なお、育児休業等の期間が1年を超える場合には、「研究中断届」(様式F-13-1)の提出が必要となりますが、研究期間については、育児休業等に伴い研究を中断する期間に応じて延長することができます。また、当初予定していた産前産後の休暇又は育児休業の開始(予定)年月日及び終了予定年月日を変更して再開することとした研究課題については、再度様式F-13-1「研究中断届」を提出する必要があります。

なお、一部が基金化された研究種目(基盤研究(B)、若手研究(A))について、研究中断により翌年度以降に未使用分の補助金の交付を希望する場合は、補助金を返還する必要があります。

【Q5204】年度途中に科研費(補助金分)を全額使用し補助事業を終了した後に、育児休業等を取得する場合、育児休業等による研究中断の手続きは必要でしょうか？

【A】研究中断の手続きを行う必要はありません。ただし、研究期間が次年度以降にわたる(次年度以降も交付予定額が通知されている)研究課題の場合であって、育児休業等が次年度以降開始後も継続する予定である場合には、次年度の交付内定通知を受領した後、「育児休業等に伴う交付申請留保届」(様式A-10又は様式X-10)を提出してください。

【Q5205】科研費(補助金分)について、当該年度に育児休業等を取得し、一時的に研究を中断しますが、当該年度中に復帰をした場合には、研究期間を延長することはできないのでしょうか？

【A】可能です。この場合、研究を再開する前に日本学術振興会の承認を得る必要がありますので、「科学研究費助成事業(科学研究費補助金)における産前産後の休暇又は育児休業の取得に伴う研究期間延長承認申請書」(様式C-13-2)により、申請してください。なお、申請期限については、毎年度3月1日としますので、ご注意ください。

【Q52061】育児休業等取得期間中に科研費の応募や交付申請を行うことはできるでしょうか？

【A】法令や所属機関の規程等を遵守することが前提となりますが、科研費の応募や交付申請を希望する研究者に対して、所属機関の判断により応募や交付申請を認めることは差し支えありません。

【Q52062】 育児休業等取得期間中、研究中断制度を利用せずに、科研費の補助事業を継続することはできるでしょうか？

【A】 育児休業等取得期間中、研究中断制度を利用しない場合、法令や所属機関の規程等の範囲内において、科研費の補助事業を継続し、研究費の執行を行うことは差し支えありません。各研究機関は研究費の執行にあたり、例えば研究代表者の育児休業中に研究分担者等が実施する実験に係る費用や研究協力者への人件費等、育児休業中でも執行可能な範囲を法令や研究機関の規程等にのっとり整理・明示するなど、育児休業等の取得者に対する支援を充実することが考えられます。

【Q5207】 育児休業等から復帰する日と研究再開予定日を同日にしなければならないのでしょうか？

【A】 必ずしも同一にする必要はありません。ただし、育児休業等の終了後、1年以内に研究を再開する必要があるので注意してください。

(3) 重複受給制限に伴う廃止手続

【Q5301】 同一年度内に重複受給が認められていない研究種目については、年度当初から研究を行っていた研究課題を、その後大型の研究種目の交付内定があったために廃止しなければならない場合がありますが、廃止する研究課題についての具体的な手続について教えてください。

【A】 「補助事業廃止承認申請書」(様式C-5-1、様式F-5-1又は様式Z-5-1)を提出する必要があります。また、それまで使用していた科研費は、大型の研究種目の交付内定の通知があった時点で使用を停止し、未使用の科研費については返還する必要があります。さらに、廃止する補助事業については、廃止の承認を受けた後、61日以内に、実績報告書を提出する必要があります。

ただし、研究計画最終年度前年度の応募が採択され、4月以降に交付内定となる場合には、その基となった継続研究課題の交付が行われることがあります。交付された場合であっても、継続研究課題を廃止した上で、4月以降に既に使用していた分も含めて全額返還していただきます。

(4) 繰越手続

【Q5401】 繰越制度を利用したいのですが、どのように申請すればよいでしょうか。

【A】 繰越制度は補助金が交付されている研究課題に限られます。繰越申請の提出先は、平成25(2013)年度より文部科学省から日本学術振興会に変更し、電子申請システムを利用し申請書類を作成していただきます。手続の詳細については、日本学術振興会のホームページを参照してください。

(https://www.jps.go.jp/j-grantsinaid/16_rule/rule.html#kurikoshi)

なお、繰越しの申請を行った場合、繰り越そうとする補助金は、一旦研究機関を通じて日本学術振興会に返納することになります。

科研費(基金分)については、このような事前の繰越手続及び日本学術振興会への返納は不要となりますが、繰越額(次年度使用額)は毎年度終了後に提出される「実施状況報告書」(様式F-6-1)(一部基金分については「実績報告書」(様式Z-6))で報告していただきます。(【Q6105】を参照してください。)

【Q5402】 研究代表者もしくは研究分担者の怪我や病気、多忙などにより研究計画が予定通り遂行できなかった場合は、繰越事由に該当しますか？

【A】 繰越しが認められるのは、①交付決定時には予想し得なかった事由に基づき、②研究計画を変更することが合理的であり、③年度内の執行が困難であり、④繰越し以外の方法では対応ができず、⑤翌年度内に完了する見込みがあるようなケースになります。

したがって、怪我や病気については、慢性的な疾病等ではなく研究の開始時点では予想し得なかった突発的なもので、翌年度中に回復により事業の完了の見込みが明らかである場合には、基本的に繰越事由に該当するものと考えられます。

一方、他の業務が多忙であることや自己都合に起因するものなどは繰越事由とはなりません。

なお、科研費(基金分)については、基本的に繰越事由の制約はありません。(【Q6106】を参照してください。)

【Q5403】 繰越しは、研究期間の初年度や最終年度でも行うことができますか？

【A】 繰越事由に該当するものであれば研究期間の初年度や最終年度でも可能です。ただし、特別研究員奨励費の最終年度は、翌年度に特別研究員としての資格を喪失するため、繰り越すことはできません。また、学術変革領域研究及び新学術領域研究の場合は、特に最終年度における研究成果の取りまとめ等において領域の運営に支障が生じないことを領域代表者に確認してください。

【Q5404】 例えば、2年度目の科研費を繰り越した場合、3年度目の科研費と併せて使用できますか？

【A】 2年度目に繰り越した科研費は、3年度目の科研費の交付時期と同じ時期に支払われますが、基本的に研究計画の内容と使途が異なる別の補助事業であることから、繰り越されたからといって合算して使用することはできません。

なお、科研費(基金分)については、前年度からの持ち越し分は翌年度に配分される研究費と合わせて使用することができます。(【Q6105】を参照してください)

【Q5405】 繰越しを行った場合に、翌年度重複応募の制限に該当する場合がありますか？

【A】 繰り越した事業は、前年度から継続している事業として実施するもの(繰越し後の年度の事業とは異なる年度)です。例えば、N 年度が最終年度となる基盤研究(A)の研究課題Aを N+1 年度に繰り越した場合、N+1 年度に新規採択された基盤研究(A)の研究課題イを同時に実施することは可能であり、重複応募制限のルールに該当することはありません。

【Q5406】 「科学研究費補助金に係る歳出予算の繰越しの取扱いについて(通知)」(平成18年4月1日付18文科振第1号)によると繰越しの際は、「原則、直接経費の30パーセント相当の間接経費も返還する」となっていますが、繰越申請時点において30パーセント相当の間接経費がない場合にはどうすればよいですか？

【A】 繰越申請時点において、間接経費を全額執行してしまっている場合や年度内の執行計画が定まっている場合など(※)は、直接経費のみを繰り越すことがあっても差し支えありません。ただし、年度当初から研究者が病気などの事情により、ほとんど研究費を使用しないことが明らかな場合などには、間接経費についても執行を見合わせることも適当と考えます。

※ 執行計画が適正に定まっている場合とは、実際の執行内容は固まっているものの、当該年度に支出が完了していない場合などであり、間接経費の使用に関する方針等を策定しているだけの場合は含みません。

【Q5407】 分担金を繰り越すことは可能でしょうか？

【A】 可能です。研究分担者に繰越事由が発生した際に、研究代表者に相談の上、研究代表者が所定の手続を行うことで、分担金を繰り越すことができます。

【Q5408】 「産前産後の休暇及び育児休業等による中断等」と「繰越し」は、どのような点が異なるのでしょうか？

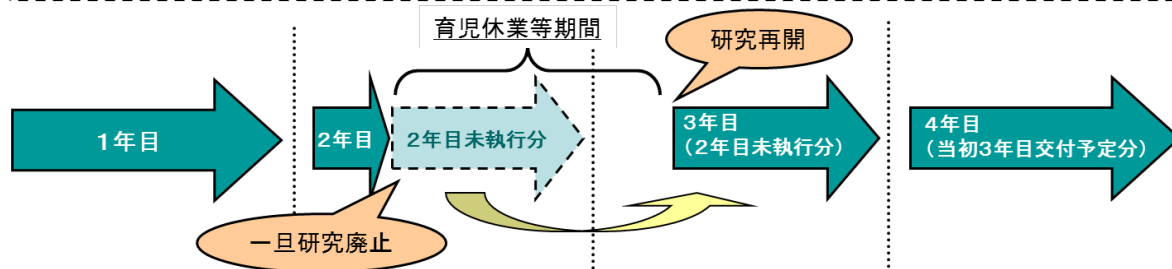
【A】 「産前産後の休暇及び育児休業等による中断等」は、中断時点で一旦研究の廃止を行い、翌年度に改めて科研費(未執行相当額)の交付を受け、研究を再開するものですので、当初単年度で実施しようとしていた補助事業を、中断することにより2つに分割し、2ヶ年度にわたり実施することになります。

「繰越し」は、研究を廃止することなく、翌年度まで研究期間を延長し、補助事業を完了させるものですので、補助事業を分割することなく(同一の補助事業として)2ヶ年度にわたり実施することになります。2つの制度の違いについて、簡単な図にまとめます。

「育児休業等による研究中断」と「繰越」について(イメージ)

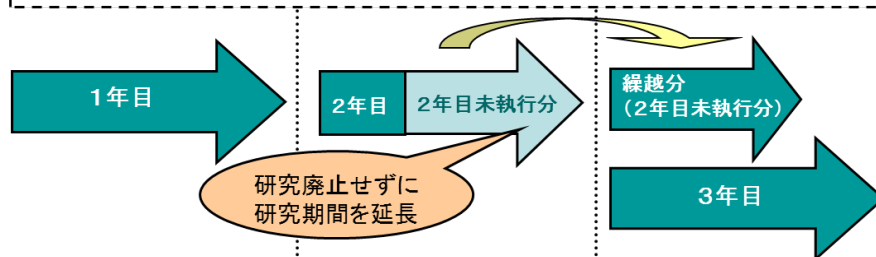
■ 育児休業等による研究中断 ※研究期間3年。2年度途中で育児休業等を取得した場合

中断時点で一旦研究の廃止を行い、翌年度に改めて未執行相当額の交付を受けて研究を再開
(中断する年度の補助事業を2つに分割し、別の補助事業として実施するため、研究期間が延長される)



■ 繰越 ※研究期間3年。2年度目に繰越を行った場合

研究を廃止することなく、研究期間を延長し補助事業を完了させる
(繰越課題と継続課題は、別の補助事業として並行して実施。なお、最終年度の課題も繰越は可能)



【Q5409】 翌年度に繰越しを行った科研費の全額又は一部を、さらにその翌年度(交付を受けた年度の翌々年度)に繰り越すことはできますか？

【A】 科研費の制度上、原則として繰越しを行った科研費をさらに繰り越すことはできません(例えば、研究期間3年で、初年度に交付を受けた科研費を2年度目に繰り越した場合、その科研費をさらに3年度目に繰り越すことはできません)。ただし、財政法第42条ただし書の規定(事故繰越)が適用されることにより、繰越しを行った科研費をさらに翌年度に繰り越すことが認められる場合があります。これに該当すると考えられる場合は別途日本学術振興会にご相談ください。

【Q5410】 調整金による配分を受けた場合でも、繰越しを行うことはできますか？

【A】 調整金等で追加配分を受ける際には、当初交付分に追加配分の科研費を加えた形で変更交付申請をいただき、変更交付決定を行うこととなります。そのため、原則として、変更交付決定日(複数回の追加配分を受けている場合は、最後の変更交付決定日)以降に繰越事由に合致するやむを得ない事由が発生した場合のみ、繰越しが認められます。当初の交付決定日以降ではあっても、変更交付決定日以前に発生した事由に基づき繰越しを希望される場合は、日本学術振興会に事前にご相談ください。

【Q5411】 繰越しを行った場合に、費目間の流用制限はどのように考えれば良いでしょうか？

【A】 繰り越した事業は、前年度の事業を延長して実施するものですので、前年度実施分と繰越し分で一つの補助事業として扱われます。そのため、費目間流用にあたっては、当該補助事業の直接経費の総額の50%を超えて各費目の額を変更する場合には、日本学術振興会に申請を行い、承認を得ることが必要です。例えば、補助事業の直接経費総額が500万円のとき、前年度に200万円の費目間流用を行い繰り越したのちに、110万円を費目間流用する場合には、補助事業全体で310万円の費目間流用となりますので、直接経費の使用内訳の変更承認申請をしてください。

(5) 所属研究機関の変更に伴う手続

【Q5501】 研究代表者が所属する研究機関を変更する際の具体的な手続について教えてください。

【A】 研究代表者が所属する機関を変更した際には、「研究代表者所属研究機関変更届」(様式C-10-1、様式F-10-1又は様式Z-10)を、変更後の研究機関を通じて速やかに提出する必要があります。また、e-Radに登録されている研究者の所属を変更する必要がありますので、変更前の研究機関の事務担当者はe-Radにおける手続を行ってください。

なお、変更後の研究機関が科研費の対象外となっている場合は、科研費の研究継続は認められませんのでご注意ください。

【Q5502】 研究分担者が所属する研究機関を変更する際の具体的な手続について教えてください。

【A】 文部科学省及び日本学術振興会への手続は不要ですが、研究分担者が所属する機関を変更した際には、e-Radに登録されている研究者の所属を変更する必要がありますので、変更前の研究機関の事務担当者はe-Radにおける手続を行ってください。また、研究代表者は、再度、電子申請システム上で研究分担者承諾手続を行う必要があります。

なお、変更後の研究機関が科研費の対象外となっている場合は、研究分担者となることはできませんので、研究分担者を外す手続をしてください。

(6) 海外における研究滞在等による科研費の研究中断・再開に伴う手続

【Q5601】 本制度の対象となる研究種目は何ですか。

【A】 以下の研究種目について、今後の研究者としてのキャリアのために必要であるとの判断のもと、海外における研究滞在等により補助事業を中断・再開することができます。

- ・特別推進研究(国庫債務負担行為を除く)
- ・学術変革領域研究(計画研究の総括班研究課題を除く)
- ・新学術領域研究(計画研究の総括班研究課題を除く)
- ・基盤研究(S、A、B、C)(特設分野研究を含む)
- ・若手研究(A、B)
- ・若手研究
- ・挑戦的研究(開拓・萌芽)(特設審査領域を含む)
- ・研究活動スタート支援
- ・特別研究促進費
- ・国際共同研究強化
- ・国際共同研究強化(A、B)
- ・帰国発展研究(交付決定後に限る)

【Q5602】 本制度の対象となる「海外における研究滞在等」に該当する事由に制限はありますか。

【A】 研究機関における研究活動への従事に限らず、例えば、以下のような幅広い事由を想定しています。いずれの事由にしても、「海外に長期間渡航・滞在することで、その間は科研費の研究課題を遂行できないものの、帰国後に当該研究課題を再開する意思がある」ことを前提としています。

- ・海外の大学等への留学のため
 - ・海外の大学等における研究プロジェクト参加により当該プロジェクトへの専念義務が課されるため
 - ・サバティカルにより科研費の研究課題以外の海外における長期の研究調査に従事するため
 - ・海外の機関等において研究活動以外の業務に従事するため
- 等

【Q5603】 研究中断の申請を行う段階で、どの程度具体的な渡航等の計画を立てる必要がありますか。

【A】 研究中断の申請(交付内定時点における交付申請留保の届出による研究中断を含む)の際、「海外における研究滞在等による研究中断承認申請書」(様式C-13-5又は様式F-13-4)又は「海外における研究滞在等による交付申請の留保届」(様式A-10-2、様式D-10-4、様式X-10-2(共通))に渡航先、渡航期間、研究中断期間、渡航による中断の理由を明示して申請することとして

いますので、これらに関する具体的な計画をもって申請を行う必要があります。なお、海外における研究滞在等が終了し帰国した後の所属研究機関については、研究中断の申請時点で確定している必要はなく、また、申請の際に明示する必要もありません。

【Q5604】 研究中断期間と海外における研究滞在等の期間(海外渡航期間)は一致させなければなりませんか。

【A】 必ずしも一致させる必要はありません。渡航準備のため必要な期間や、帰国後に日本国内において研究体制を整える期間等を含めて研究中断期間を確保することも可能ですが、研究中断開始日と海外渡航開始日との間は1年以内とするとともに、海外渡航終了後は1年以内に研究を再開する(交付申請を行う)必要があります。

【Q5605】 海外渡航に伴って所属研究機関を退職する場合等、研究中断期間中に科研費の応募資格を喪失する場合も、本制度を利用できますか。

【A】 利用できます。本制度は、育児休業等による研究中断の制度とは異なり、必ずしも研究中断期間中に科研費の応募資格を有することを前提としていませんので、退職する場合等、応募資格を喪失する場合でも本制度を利用することができます。

【Q5606】 海外における研究滞在等による研究中断期間は、1年を超える場合を原則として、一度の申請につき最大5年間とされていますが、次のような手続を行うことは可能ですか。

- ① 1年以内の研究中断の申請
- ② 5年を超える研究中断の申請

【A】 それぞれ次のとおり可能です。

- ① 1年以内の研究中断を行おうとする場合において、次の場合には、研究中断の手続を行う必要はありません。
 - (i) 科研費(補助金分): 海外における研究滞在等に伴って科研費の応募資格を失わず、当該年度中に再開する場合
 - (ii) 科研費(基金分): 海外における研究滞在等に伴って科研費の応募資格を失わず、1年以内に再開する場合

なお、i、iiの場合であって、研究期間の延長を希望する場合は、「海外における研究滞在等に伴う研究期間延長承認申請書」(様式C-13-6)又は「産前産後の休暇、育児休業の取得又は海外における研究滞在等に伴う補助事業期間延長承認申請書」(様式F-13-2)により、1年間の延長を行うことが可能です。

また、海外における研究滞在等に伴って研究中断期間中に科研費の応募資格を喪失する場合は、1年以内の研究中断であっても、「海外における研究滞在等による研究中断承認申請書」(様式C-13-5又は様式F-13-4)により、研究中断の手続を行う必要があります。

- ② 研究中断期間は1度の中断承認申請につき最大5年間ですが、海外における研究滞在等の期間(海外渡航期間)を延長する必要がある場合、または別の事由による研究滞在等を行う必要が生じた場合等は、「海外における研究滞在等による研究中断時の変更届」(様式A-16、様式D-16、様式X-16(共通))により、研究中断期間の延長の届出を行うことで、研究中断期間を延長することが可能です。

【Q5607】 海外における研究滞在等による研究中断期間中の科研費の執行は可能ですか。

【A】 研究中断期間中の科研費の執行はできません(海外における研究滞在等に伴って科研費の応募資格を喪失しない場合であって、1年以内の研究中断により1年間の研究期間の延長を行う場合を除く。)。

【Q5608】 研究再開期限日までに科研費の応募資格を得られなかった場合は、当該研究課題の取扱いはどうになりますか。

【A】 研究再開期限日までに、科研費に応募可能な大学等の研究機関に所属することがなかった場合等、科研費の応募資格を得られず、再開に係る手続を行うことができない場合は、当該研究課題における条件付き交付内定は辞退されたものとみなし(研究課題の廃止)、再開はできません。

【Q5609】研究再開時に研究実施計画や各年度の配分額を変更することは可能ですか。

【A】研究再開時に研究実施計画や各年度の配分額を変更することは可能です。ただし、研究課題名及び研究目的を変更することや、研究期間を短縮することはできません。各年度の配分額の変更を希望する場合には、次の手続を行う必要があります。

- ① 科研費(補助金分):「産前産後の休暇、育児休業の取得、又は、病気を理由とする特別研究員の採用の中断若しくは海外における研究滞在等に伴う研究実施計画の変更願」(様式A-14)を研究開始(再開)日の1か月程度前(4月1日の再開を希望する場合には2か月程度前)までに提出してください。
- ② 科研費(基金分):「海外における研究滞在等による研究中断からの研究再開届」(様式D-17)に変更後の配分額を記載の上、研究開始(再開)日の1か月程度前(4月1日の再開を希望する場合には2か月程度前)までに提出してください。

【Q5610】本制度を利用できる回数の制限はありますか。

【A】回数の制限はありません。

【Q5611】研究分担者が本制度を利用することは可能ですか。

【A】研究分担者は本制度を利用することはできません。

【Q5612】交付内定から交付決定までの期間に研究中断の開始を希望する場合、どのような手続が必要ですか。

【A】日本学術振興会からの交付内定通知を受けた後、研究機関(交付内定時点で科研費の応募資格を失っている場合は、応募時点で所属していた研究機関)が、「海外における研究滞在等による交付申請の留保届」(様式A-10-2、様式D-10-4、様式X-10-2(共通))を提出する必要があります。交付申請留保届の受理後、日本学術振興会から研究代表者に対して条件付き交付内定通知を発出します。

【Q5613】中断承認申請の承認後に実績報告書を提出する必要があるとのことですが、研究中断前に科研費を全く使用していない場合にも、実績報告書を提出する必要がありますか。

【A】提出する必要はありません。

【Q5614】研究代表者として複数の研究課題を遂行している場合、海外における研究滞在等による研究中断の手続はどのように行う必要がありますか。

【A】研究課題ごとにそれぞれ必要な手続を行ってください。

【Q5615】研究中断期間中に、研究代表者が行う必要がある定例の事務手続はありますか。

【A】条件付き交付内定に記載している内容に変更が生じた場合は、研究代表者は「海外における研究滞在等による研究中断時の変更届」(様式A-16、様式D-16、様式X-16(共通))を条件付き交付内定者用の科研費電子申請システムより、日本学術振興会に提出する必要があります(手続は研究機関を通さず、研究代表者が直接行う必要があります)。

【Q5616】研究中断期間中に次のような事由が発生した場合、研究代表者はどのような手続を行う必要がありますか。

- ① 研究分担者を変更する必要が生じた場合
- ② 研究中断前と再開時で所属研究機関が変更される見込みとなった場合
- ③ 海外渡航期間、研究中断期間(延長／短縮)、海外渡航先、中断の理由、連絡先の変更が生じた場合

【A】

- ① 研究中断期間中に研究分担者を変更することはできません。研究分担者を変更する場合は、研究中断前、または、再開後に行う必要があります。
- ② 中断期間中の手続は必要ありません。

- ③ 変更の事由が発生する都度、「海外における研究滞在等による研究中断時の変更届」(様式A-16、様式D-16、様式X-16(共通))を条件付き交付内定者用の科研費電子申請システムより、日本学術振興会に提出する必要があります。

【Q5617】 研究中断から再開する場合、どのような事務手続を行う必要がありますか。また、再開後、どの時点から科研費の執行が可能ですか。

【A】 研究代表者は、再開時の所属研究機関の事務担当者に、日本学術振興会から通知された条件付き交付内定を渡してください。それを受けて、所属研究機関はまず、「海外における研究滞在等による研究中断からの研究再開届」(様式A-17、様式D-17、様式X-17(共通))を提出する必要があります。その後、交付申請を行います。科研費の執行が可能となるのは、所属研究機関から日本学術振興会に対して交付申請書が提出された日付以降ですので、速やかに手続を進めてください。なお、再開時に各年度の配分額の変更を希望する場合は、別途手続が必要となりますので、【Q5609】を参照してください。

【Q56171】 やむを得ない事由により海外渡航を中止せざるを得なくなった場合、研究中断から再開することは可能ですか。

【A】 「海外における研究滞在等による研究中断からの研究再開届」(様式A-17、様式D-17、様式X-17(共通))を提出することで研究を再開することができます。具体的な事務手続や科研費の執行が可能となるタイミングについては【Q5617】を参照してください。

【Q5618】 科研費(基金分)について、研究中断を行う前年度以前に執行済みの間接経費は返還する必要がありますか。

【A】 返還する必要はありません。

【Q5619】 科研費(補助金分)について、繰越を行った年度の研究課題は、制度の対象となりますか。

【A】 本制度の対象となりません。

【Q5620】 特別研究員で、特別研究員奨励費以外の研究種目の研究代表者となっている場合、当該研究課題について、本制度を利用して研究中断を行うことは可能ですか。

【A】 特別研究員が特別研究員奨励費以外の研究種目の研究代表者となっている場合、当該研究課題は、本制度の対象となります。

【Q5621】 本制度を利用して、研究課題を中断した場合、評価(中間評価、事後評価、研究進捗評価)の時期は、研究中断期間に応じて変更されますか。

【A】 特別推進研究及び基盤研究(S)については、研究中断期間に応じて評価の時期を変更しますが、学術変革領域研究及び新学術領域研究については、評価の時期を変更せず、領域としての当初の研究期間に沿って評価を実施します。

(7)その他

【Q5701】 海外渡航を含む研究計画にて交付申請を行いました、相手国への入出国の制限等により、予定していた研究計画の遂行が困難となった場合、どのような手続が必要ですか？

【A】 科研費では、交付申請書に記載の研究目的の範囲内であれば、本会への申請などを行うことなく、既に実施中の研究計画を一部変更することも想定しています。そのため、研究計画を柔軟に変更し、研究を継続いただくことも可能です。

研究を継続する場合、科研費(補助金分)においては、一定要件を満たす場合に調整金による次年度使用や繰越申請手続が可能であり、科研費(基金分)においては、特段の手続を要しない次年度使用や、最終年度の補助事業期間延長承認申請手続が可能であるなど、研究費の柔軟な執行を可能としています。

なお、やむを得ず研究の継続が困難である場合には、研究課題の廃止手続を行ってください。

【Q5702】 国際共同研究強化(B)において、海外の研究機関等での研究が、相手国への入出国の制限等により実施できなくなった場合、どのような手続きが必要ですか？

【A】 Q5701のとおり、研究目的の範囲内であれば、本会への申請などを行うことなく、既に実施中の研究計画を一部変更することも想定しており、状況に応じて研究計画を変更することが可能です。ただし、国際共同研究強化(B)においては海外の研究機関等に直接出向いて実施する研究活動が中核をなす研究計画を対象としていますので、補助事業期間中には海外の研究機関等において研究を実施する必要があります。補助事業期間延長等の制度を活用してもなお、補助事業期間終了までに海外の研究機関等における研究が実施できない場合には、別途手続が必要となる場合がありますので、実施できないことが見込まれる際には早めに日本学術振興会にご相談ください。

6. 制度改善について

(1) 基金制度について

【Q6101】 科研費の中に基金が創設されたとのことですが、基金を創設した趣旨は何ですか？

【A】 国の予算が単年度主義で行われていることから、科研費についても、年度ごとに管理され、年度をまたぐ使用や繰越しなどについて制約がありました。一方、科研費による研究活動は複数年度にわたって行われるものですから、年度の制約なしに複数年度にわたって使用できる科研費の実現が大きな課題でした。

平成23(2011)年度から日本学術振興会に新たに設けられた「学術研究助成基金」は、科研費を基金として管理することによって、研究者が科研費を年度の制約なしに使うことができるようにすることを目的とするものです。これにより、研究費のより効果的・効率的な使用が可能になり、研究活動がよりスムーズに行われるようになることが期待されます。

【Q6102】 科研費の中に、基金が創設されたとのことですが、科研費とは別の制度になるということでしょうか？

【A】 形式的には別制度ということになりますが、これまでの科研費の研究種目の分類などの基本的な仕組みについては、基金においても変更はありません。名称としても科研費のままですし、応募や重複に関する取扱いなどに関しても、これまで通りとなります。

一方、各種の報告書類の様式などについては、科研費(補助金分)と異なる部分があります。また、研究機関における研究費の管理についても、科研費(補助金分)と科研費(基金分)については区別することになります。

【Q6103】 現在全ての科研費が基金になっているのでしょうか？

【A】 令和4(2022)年度時点において、基金から措置される種目は以下のとおりです。

- ・基盤研究(C)
- ・挑戦的研究(開拓、萌芽)
- ・若手研究(B)
- ・若手研究
- ・研究活動スタート支援
- ・特別研究促進費
- ・国際共同研究加速基金(国際先導研究、国際共同研究強化(A・B)、帰国発展研究、国際活動支援班)
- ・基盤研究(B)(応募区分「特設分野研究」の研究課題)
- ・新学術領域研究(研究領域提案型)「国際共同研究加速基金(国際活動支援班)」

【Q6104】 科研費(基金分)については、年度をまたぐ物品の発注・納品を行うことができますか？

【A】 科研費(基金分)の大きなメリットの一つは、補助事業期間中であれば、研究費の使用にあたって年

度の制約はなくなるので、年度をまたぐ物品の発注・納品であっても行うことができます。このことは、研究者が補助事業期間内に継続して安定的に研究を進める上でも、不正使用を防止する上でも大きな効果が期待できる場所ですので、研究機関においてはこのメリットを十分に活かせるよう、科研費(基金分)については、年度による制約のない対応をお願いします。

【Q6105】 科研費(基金分)については、年度末の繰越手続きがいらないと聞きましたが、どうなりますか？

【A】 補助事業期間中は、配分された研究費について、年度末に未使用分が生じた場合、5月末までに提出する年度ごとの報告(実施状況報告書)の中で、その金額と簡単な理由を記述することになります。事前の繰越手続きは不要になります。したがって、研究者の側からすると、年度ごとに使い切るといった発想は必要なくなり、使わなかった分はそのまま翌年度に持ち越して使用すればよいことになります。また、科研費(補助金分)の繰越しの場合には、繰越分と翌年度に配分される研究費は、別々に使用する必要がありましたが、科研費(基金分)の場合はこうした制限はなく、前年度からの持ち越し分は翌年度に配分される研究費とあわせて使用することができます。

【Q6106】 科研費(基金分)について、未使用分を翌年度に持ち越す場合、これまでの繰越と同様の理由がないと認められませんか？

【A】 科研費(補助金分)の繰越しの場合には、研究者の自己都合などによるケースは認められませんが、科研費(基金分)の未使用分の翌年度への持ち越しについては、特に理由が限定されるものではありません。

なお、科研費は研究計画の応募に対して審査・採択を経て研究費を交付するものですから、明らかに不適切な理由によって研究を行わない(研究費を使用しない)といったことまで認められるわけではありません。こうした場合には、研究を廃止するなどの措置をとることになります。

【Q6107】 科研費(基金分)については、翌年度の研究費の前倒しができると聞きましたが、どういうものですか？

【A】 科研費(基金分)においても、研究費については、当初の研究計画に示した額が年度ごとに支払われることとなりますが、研究を進めていく過程で、当初の計画よりも早めに研究費が必要となった場合、年度の途中であっても翌年度分を前倒しして請求できるようになります。なお、配分される研究費の総額は変わりませんので、前倒し請求をした場合には、後年度に支払われる研究費が減ることになりますので、前倒し請求に際しては研究計画全体を見通した上で判断することが必要です。

【Q6108】 科研費(基金分)において研究費の前倒しが可能なら、例えば研究期間3年の研究でも、研究費を前倒しして初年度に全額使うことも可能ですか？

【A】 研究費の前倒しに伴って研究期間を短縮することはできません。また、次年度以降の補助事業の遂行が困難となるような多額の前倒し支払いは認められない場合があります。

【Q6109】 当初の研究期間を終了しても研究費に残額がある場合にはどうしたらよいでしょうか？

【A】 当初予定した研究を完了しても研究費に残額が生じた場合には、無理に使うのではなく返還していただくことになります。なお、残額が生じたことで、以後の科研費の審査において不利益が生じることは一切ありません。

また、当初の研究期間を終了してもまだ研究が完了せず、研究費に残額がある場合には、研究期間を1年間延長して研究費を使用することができます。その際には、事前に手続きが必要となります。ただし、延長期間が終了しても研究費に残額がある場合に再延長はできませんので、その時点の残額は返還してください。

なお、延長は次年度使用予定額がない場合(0円)でも申請可能です。

【Q6110】 「補助事業期間延長承認申請書」(様式F-14、Z-14)により研究期間を延長し、その年度に別の科研費の研究課題を行う場合に、重複制限ルールは適用されますか。

【A】 研究期間の延長については、重複の制限はかかりませんので、この点について心配する必要はあ

りません。なお、この点については、科研費(補助金分)を最終年度に繰り越して研究期間を延長した場合も同様です。

【Q6111】 科研費(基金分)で不正があった場合には、どのような対応がとられるのですか。

【A】 科研費は国民の税金で支えられているものであり、不正は決して許されません。

科研費では従来から、不正使用又は不正受給を行った研究費の返還命令のみならず、不正を行った研究者は一定期間、他の競争的研究費も含めて応募できなくなるペナルティを課すという対応をしてきました。科研費(基金分)においても、不正があった場合にはこれまでと同様の対応をとることになります。

(2)一部基金化種目について

【Q6201】 平成24(2012)年度から平成26(2014)年度に新規で採択された基盤研究(B)、若手研究(A)は、研究費のうち500万円までが基金化されていますが、全て基金化されている研究種目とはどのような違いがありますか？

【A】 基盤研究(B)と若手研究(A)は、1研究課題当たり500万円までの部分的な基金化ですが、研究期間全体の研究費の3割程度が基金になりますので、その部分では繰越しの手続がなく、前倒しなどにも柔軟に対応できることとなりますので、補助金から研究費を使用していくことで、全て基金化されている研究種目と同様の効果が期待できると考えられます。

ただし、補助金については、毎年度の研究費について交付申請・交付決定・実績報告書の提出、額の確定を行うなど、基金とは手続が異なりますので、日本学術振興会からの通知等に従い、それぞれの手続に誤りがないようにしてください。

【Q6202】 補助金と助成金でそれぞれどのように管理したら良いのでしょうか？

【A】 補助金と助成金を区別して管理する必要がありますが、最終的に実績報告書において補助金と助成金の区分ができていれば結構ですので、各研究機関においても管理にあたっては、備考欄に補助金・助成金の別を記載する等の方法により、一つの収支簿で管理するなど簡略化して管理していただいても構いません。その際も、補助金は単年度、助成金については研究期間全てが補助事業期間となることを踏まえ、適切に管理してください。

【Q6203】 助成金を次年度に繰り越して使用する場合の、次年度の費目間の流用制限はどのように考えれば良いのでしょうか？

【A】 費目間の流用制限については、当該年度の補助事業に要する経費(補助金+助成金)の各費目の額に着目することになります。そのため、次年度に繰り越して使用する助成金がある場合には、その分を含めた次年度の補助事業に要する経費により確認してください。なお、次年度に繰り越して使用することで、前年度分の補助事業に要する経費を再計算する必要はありません。

【Q6204】 助成金のみを配分する分担者で、翌年度以降に配分を予定している場合には、交付申請書にどのように記載すれば良いのでしょうか？

【A】 当該年度の交付申請書には記載せず、必要に応じ、翌年度以降の交付申請書の提出時、もしくは、研究分担者変更承認申請書(様式Z-9)で追加をしてください。

【Q6205】 分担金を配分する場合、交付された補助金と助成金の割合と同じ割合で配分しなければならないのでしょうか？

【A】 分担金における補助金と助成金の割合は、研究代表者と研究分担者、及び各所属研究機関の間で適宜決めていただいて構いません。

【Q6206】 補助金について次年度に繰り越す必要が出てきた場合、様式はどのようなになるのでしょうか。繰り越す際の説明は当該補助金についてのみ説明することになるのでしょうか。

【A】 電子申請システムにより申請書類を作成していただきます。手続の詳細については、日本学術振興

会のホームページを参照してください。https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/16_rule/rule.html#kurikoshi なお、助成金と一体的に補助事業を遂行していることから、繰越しの際には当該補助金についてのみ説明いただくのではなく、補助事業に要する経費として事業全体（次年度行う助成金も併せた当該繰越事業のうち一部を繰り越した補助金で行う旨）を説明いただく必要があります。

(3)調整金について

【Q6301】 調整金とはどのような制度でしょうか？

【A】 調整金は、科研費（補助金分）の使い勝手を更に向上させる制度改革の一つとして、平成25(2013)年度に設けられたものです。国の会計年度は単年度ですので、科研費（補助金分）は年度毎に執行していただく必要がありますが、研究の進展に合わせて柔軟に研究費を使用できるようにすることが重要ですので、調整金の枠を設けることで、研究費の前倒し使用や一定要件を満たす場合の次年度使用等を可能としています。

【Q6302】 研究費は、本来複数年度にわたり自由に使用できるようにすべきと思いますが、基金化ではなく、調整金を設けたのはなぜですか？

【A】 基金化を進めるには、初年度に後年度分の研究費も含めて予算措置する必要があるため、単年度の研究費よりも大きな財政負担が伴います。このため、限られた予算を効果的・効率的に使用するために、基金に依らない方法で複数年度を見通した安定的な研究費を手当てする方法として「調整金」を導入し、科研費の使い勝手の向上を図ったものです。

【Q6303】 前倒し使用の額や次年度使用の額に予算上の制限はないのでしょうか？

【A】 基金の場合には、課題ごとに総配分額の中で自由に前倒し使用や次年度使用ができますが、調整金の場合は、前倒し使用や次年度使用を行う際に必要となる研究費分について、補助金全体の中に枠を設け、その範囲内で各課題に配分することになります。

このため、膨大な前倒し使用や次年度使用の希望があった場合には、無制限に認められるものではありませんが、これまでの基金種目における執行状況等を踏まえて枠を設定しており、希望があった課題に対して、おおむね対応できると考えています。

【Q6304】 なぜ「調整金」の対象に、一部基金種目を含んでいないのでしょうか？

【A】 一部基金種目については、500 万円以下の研究費を既に基金で措置し、複数年度にわたる研究費の使用を部分的に可能とし、使い勝手の向上を図っています。また、一部基金種目は、補助金と基金により研究費が措置されるため、使用にあたって、補助金と基金の両方のルールが適用されることから、補助金又は基金のみの研究費と比較すると、管理が多少煩雑になっています。

このような状況を踏まえ、一部基金種目の管理を更に煩雑化させることのないよう、補助金のみを交付する研究課題を対象としています。

【Q6305】 前倒し使用を行う場合に、次年度以降の内約額等について何か留意することはあるのでしょうか？

【A】 前倒し使用を行った場合には、それに伴い次年度以降の研究計画を変更することになり、当初内定額を見直していただくことになります。

当初内定額の見直しにあたっては、補助金は毎年度交付内定・申請・決定等の所定の手続を行う必要があることから、各年度 10 万円以上の交付額となるような見直しを行っていただくことになります。

※「10 万円以上」とするのは、現在の応募要件において、応募研究経費は研究期間のいずれの年度においても 10 万円以上でなければならないこととしているためです。

なお、前倒し使用については基金同様、特に以下の点に留意してください。

- ・研究期間の短縮はできません。
- ・次年度以降の研究計画の遂行ができなくなるような多額の前倒し使用を行うことは避けてください。
- ・資格の喪失等を理由として前倒し使用はできません。

【Q6306】 前倒し使用した補助金について、「繰越制度」による翌年度にわたる使用は可能でしょうか？

【A】 前倒し使用した補助金について、「繰越制度」により翌年度にわたって使用することは可能ですが、繰越しが認められるためには、繰越事由が前倒し使用に係る変更交付決定を行った際には、想定されなかったものであることが必要です。

【Q6307】 前倒し使用した補助金の実績報告は、申請した年度に当初交付された補助金と合わせて行えばよいのでしょうか？

【A】 当初交付分と合わせて行っていただくことになります。前倒し使用した補助金は、当初交付された補助金に追加で交付されるものであるため、翌年度に行う実績報告では、当初交付額に追加交付額を加えた額の使用実績等について報告を行っていただくことになります。

【Q6308】 繰越要件に該当する場合でも、繰り越しをせず調整金による次年度使用を行うことは可能でしょうか？

【A】 繰越要件に該当する可能性がある場合には、必ず繰越手続を行ってください。調整金については、原則として未使用額の全額の範囲内で次年度使用できますが、申請書別添の理由書により次年度使用に至る具体的な理由を確認することになります。繰越手続を行うことが適切な場合や補助事業を誠実に遂行した結果生じたものであると判断できない場合など、その内容によっては、次年度使用が認められないことや交付額が減額されることがありますので、十分に留意してください。また、本制度は予算に枠があるため、申請が過大になれば、交付額が減額されることもあります。

なお、繰越申請を行い認められなかった場合には、本制度の対象になりますので、繰越要件に合致する可能性がある場合には、幅広く繰越申請を行ってください。

【Q6309】 次年度使用の対象となる「繰越制度の要件に合致せず繰越できない研究費」とはどのようなものなのでしょうか？

【A】 具体的には、例えば以下のような事例を想定していますが、これに限らず、補助事業の誠実な執行に努めた結果未使用額が生じた場合で、繰越要件に該当しない場合には、広く対象とすることとしています。

- ・親族の介護や子の養育により研究計画の進捗が遅れたために生じた未使用額
- ・身内の不幸等により研究成果の発表を予定していたシンポジウムに参加できなかったために生じた未使用額
- ・調達方法の工夫などにより、当初計画より経費の使用が節約できたことにより生じた未使用額

【Q6310】 同一研究課題について、「繰越制度」による翌年度の使用の承認を受けてもまだ未使用額がある場合、その未使用額に基づいて「調整金」による次年度使用も行うことは可能でしょうか？

【A】 同一研究課題について、「繰越制度」によって当該年度に使用する補助金の一部を翌年度にわたって使用することとした上で、残額が生じ、その額が「調整金」による次年度使用の要件に合致する場合、次年度の「調整金」により次年度使用の申請を行うことはできます。

なお、繰り越した研究費は、当該年度の補助事業の一部として翌年度にわたって使用することとなります。一方、「調整金」による次年度使用分の研究費は、次年度に「調整金」の変更交付決定を受けてから、次年度の補助事業の一部として使用することになります。このため、次年度使用分の研究費は、年度をまたぐ発注・契約・納品等は行うことができません。

また、繰り越した研究費は、次年度の継続の研究課題に交付される補助金と合わせて使用することはできないため、繰り越した研究費と、次年度使用する研究費を合わせて使用することもできません。

【Q6311】 研究期間2年度目の4月から育休による補助金の交付申請の留保を行う者が、初年度に未使用額を国庫に返納し、2年度目に次年度使用を希望することは可能でしょうか？

【A】 研究期間2年度目の4月から育休により補助金の留保を行う者が、初年度の未使用額を国庫に返納し、2年度目に研究を再開する場合、次年度使用を希望することはできます。

なお、この場合には、育休が終了し補助事業を再開する際に、育休により留保した補助金に次年度

使用分を加えた額を、申請することとなります。

※3年度目に研究を再開する場合も、3年度目の調整金により次年度使用が可能です。

【Q6312】 次年度使用の申請額に下限を設けるのはなぜでしょうか？

【A】 現在、科研費では、直接経費に他の経費（使途に制限のある経費を除く。）を加えて補助事業のために使用することができるため、例えば、年度末に科研費に少額の残額が生じた場合には、それらの経費と合わせて使用することができ、科研費のみを使い切る必要はありません。

次年度使用の申請額については、希望者に対して所定の手続（変更交付決定）を経た上で、追加交付するものであるため、研究機関等の事務手続に係る費用対効果の観点から、未使用額が 5 万円未満となる場合は対象外としています。

【Q6313】 次年度使用の要件に合致している場合でも、当該年度に未使用額として国庫返納した額の一部しか次年度に交付されない可能性があるのはなぜでしょうか？

【A】 「調整金」による前倒し使用や次年度使用の研究費は、基金のように各課題の総配分額の中で融通するものではなく、補助金の中に一定の枠を設けて、各課題の研究費とは別に措置するため、全ての課題について無制限に認められるものではありません。

このため、前倒し使用や次年度使用の申請が、「調整金」の枠を超えるほどあった場合には、その予算の範囲内で減額して交付することになります。

【Q6314】 次年度使用を希望する場合に、国庫返納した額の全額ではなくその一部を次年度使用額とすることはできるのでしょうか？

【A】 国庫返納した額の全額を次年度使用希望額としない場合は、次年度使用を希望する具体的な額を申請していただきます。

【Q6315】 繰越制度を活用して翌年度に繰り越した補助金の一部に未使用額が生じた場合に、翌年度の「調整金」を活用した次年度使用は可能でしょうか？

【A】 繰越制度を活用して翌年度に繰り越した補助金による事業は、前年度の事業として実施されることから、翌年度の補助金と合わせて使用することはできません。

また、繰り越した補助金の一部を未使用額として国庫に返納し、それに基づき「調整金」を活用した次年度使用を行おうとしても、繰り越した補助金の一部は、「調整金」を活用する年度の前々年度の補助事業のために使用されるものであるため、次年度使用には該当しません。

このため、繰り越した補助金の一部に未使用額が生じたとしても、それに基づく「調整金」を活用した次年度使用はできません。

【Q6316】 次年度使用額の交付時期はいつ頃になる予定でしょうか？

【A】 次年度使用の希望の聴取は、7 月上旬に行います。また、各機関への追加交付時期は、8 月下旬頃を予定しています。なお、「次年度使用」を申請した研究費の使用が可能となるのは、変更交付決定日以降となります（発注・契約・納品は変更交付決定後に行ってください）。

【Q6317】 次年度使用分として追加交付された補助金について、特段の経理管理及び実績報告上の留意点はあるでしょうか？

【A】 次年度使用分として追加交付された補助金は、次年度当初に交付された補助金と合わせて使用していただき、実績報告もそれに合わせて行っていただくことになります。

このため、次年度使用分の追加交付があっても、その後の事務手続は、追加交付のない課題と同様となります。

【Q6318】 研究期間中であれば、毎年度でも次年度使用を行うことが可能でしょうか？

【A】 最終年度の補助金の一部を未使用額として国庫に返納し、次年度の「調整金」による次年度使用を行うことは、研究期間を延長することになるので認められませんが、最終年度以外の補助金については、研究期間内であれば毎年度次年度使用を行うことも可能です。

【Q6319】 未使用額が生じた場合に、必ず次年度使用を申請する必要はあるのでしょうか？

【A】 次年度使用を希望しない場合には、必ずしも申請する必要はありません。

【Q6320】 間接経費についても、次年度使用が可能でしょうか？

【A】 間接経費は次年度使用の対象とせず、交付を行うのは、直接経費のみとなります。

【Q6321】 調整金による配分を受けた場合の、費目間の流用制限はどのように考えれば良いのでしょうか？

【A】 調整金によって、当初の交付決定額に加えて配分を受けている場合で、最新の変更交付申請書（例えば次年度使用（7月に提出）及び前倒し使用（11月に提出）をそれぞれ行っている課題の場合、後に出した前倒し使用の変更交付申請書）に記載の各費目の直接経費の使用内訳を補助条件に定めた限度を超えて変更する場合には、「直接経費の使用内訳の変更」手続きを行っていただくことになります。つまり、調整金による追加配分額も含めた直接経費の総額の50%の範囲内の変更であれば、手続は不要です。

(4) 国庫債務負担行為について

【Q6403】 国庫債務負担行為を導入した特別推進研究の取扱いについて、特に留意すべき点はありませんか？

【A】 国庫債務負担行為を導入することで、他の補助金と異なり、研究期間の初年度に、研究期間最終年度までの交付内定・申請・決定を行うことになりますので、毎年度実績報告書を提出していただきますが、額の確定は研究期間終了後に一度行われることになります。このため、平成25(2013)年度より、特別推進研究のみを対象とする研究者使用ルールを定めるとともに、機関使用ルールについても見直していますので、これらの使用ルールに従い適切に諸手続を行ってください。

なお、各年度に交付された研究費は、他の補助金と同様、年度を越えて使用することはできませんので、その一部を翌年度に使用する場合には、繰越手続や調整金を活用してください。

※特別推進研究の平成28(2016)年度新規採択課題からは、国庫債務負担行為による複数年度交付を取りやめ、補助金により措置されている他の研究種目と同一に扱うこととしました。

【Q6405】 当該年度に契約を行い、翌年度に納品・支出するという前年度発注は可能ですか？

【A】 国庫債務負担行為は複数年度での交付決定を行っているため、研究装置の製作・既製品の購入等にかかわらず、補助事業期間内であれば、前年度に契約を行い、翌年度以降に納品・支出することは可能です。

ただし、国庫債務負担行為は、複数年度契約を可能とするものですが、科研費（基金分）とは異なり、補助金の執行を、購入・使用・出来高の確認など使用実績に基づいて年度ごとに行う必要がありますので、ご留意ください。

【Q6406】 「進捗状況（出来高）に応じた年度ごとの支出が可能」ということですが、年度ごとの支出をしなければならないのでしょうか？

【A】 研究装置を製作する際には、進捗状況（出来高）に応じて年度ごとに支出することも、製作が完了し検収した段階で一括して支出することも可能です。多額の経費を要する場合や製作が長期にわたる場合など、進捗状況に応じて年度ごとに支出することのメリットが大きいケースもありますが、少額の装置を短期間で複数製作する場合など、必ずしもそうでないケースも考えられますので、研究機関において研究費が効率的・効果的に執行されるように適切に判断してください。

【Q6407】 「進捗状況（出来高）に応じた」とは具体的にどのようなことを想定しているのでしょうか。

【A】 例えば、研究装置の製作や調査の委託、研究支援者の雇用、試薬等の単価契約など、複数年度にわたる契約が可能で、研究期間の経過に伴って進捗状況（出来高）が把握できるケースを想定しています。

【Q6408】 出来高の確認には明確な内訳や根拠が必要ですか？

【A】 進捗状況(出来高)に応じて年度ごとに支出する場合には、支出の根拠となる進捗状況(出来高)を確認する必要があります。このため、支払いの回数や期間の経過を根拠にするのではなく、例えば、契約時に、何をどこまで進めるのか等を明確にした上で、その出来高の確認方法等について必要な契約条件を予め定めるなど、実際の進捗状況(出来高)が適切に確認できるようにしてください。

【Q6409】 装置等が完成していない状態で進捗状況に応じて年度ごとに支出する場合、検収はどのように行えば良いですか？

【A】 装置製作等の進捗状況(出来高)に応じて年度ごとに支出する場合には、支出の根拠となる進捗状況(出来高)の確認をもって検収とする必要があります。実際の進捗状況(出来高)を適切に確認できるようにした上で、検収を行うようにしてください。

【Q6410】 次年度へ繰り越した補助金と当該年度分との合算使用は出来ますか？

【A】 国庫債務負担行為を導入していない補助金分と同様、繰越分と当該年度の補助金を合算使用することはできません。

【Q6411】 複数年度の出来高払いにより契約した研究装置の製作費の一部について、「繰越制度」を利用して翌年度に支出することは出来ますか？

【A】 例えば、当該年度に7割分、翌年度に3割分を製作する契約を結んでいた場合に、繰越要件に合致するやむを得ない事情により当該年度に5割しか進捗しなかった場合、繰越しが承認されれば、翌年度に繰り越した2割分と、当初から翌年度に予定していた3割分を、当該研究装置の制作費に充てることは可能です。

なお、繰り越した2割分は当該年度に行う予定であった補助事業の期間を延長して実施したもの、残りの3割分は翌年度の補助事業を当初の予定通り実施したものとして、それぞれ独立して実施すれば、各年度の補助事業を合算使用したことにはなりません。

【Q6412】 複数年度で契約した研究装置の製作費の一部を、「前倒し使用」や「次年度使用」により交付された調整金から支出することは出来ますか？

【A】 「前倒し使用」や「次年度使用」により交付される調整金は、単年度の補助金と同様の取扱いとなりますので、複数年度で契約し進捗状況(出来高)に応じて支払う研究装置の製作費の一部として支出することはできません。

ただし、複数年度で単価契約をした試薬等について、当該年度の使用分を当該年度の調整金から支払うことは可能です。

この他、具体的な手続については、研究機関を通じて、以下の担当までお問い合わせください。

日本学術振興会研究事業部研究助成第二課審査・評価第一係 03-3263-4254

7. その他

(1) 研究成果報告書

【Q7101】 「研究成果報告書」にはどのような意味があるのでしょうか？

【A】 科研費による研究成果については、一般的には、適宜、論文の形で学会誌などに発表したり、関係の学会で発表するなどにより、広く学界において普及していきます。

一方、研究成果報告書は、研究課題ごとに研究成果の概要をとりまとめるものであり、科研費の成果を、よりわかりやすい形で幅広く社会に発信するものとなります。平成20(2008)年度に終了した研究課題から、提出された研究成果報告書は、国立情報学研究所(NII)の科学研究費助成事業データベース(KAKEN)により公開されており、専門外の研究者や一般の方々を含めインターネットを通じて誰でも閲覧できるようになっています。これにより、新たな研究への発展、産業面における応用の進展、国民の科学への理解増進などにも寄与するものと考えます。

【Q7102】「研究成果報告書」を期日までに提出しない場合の取扱いを教えてください。

【A】 研究成果報告書の提出は、科研費による助成を受けたことに伴う義務の一つであり、研究終了後に理由なく研究成果報告書を提出しない研究者については、科研費を交付しないこととしています。このため、研究者が研究成果報告書等を正当な理由なく提出期日までに提出しない場合は、当該研究者が他に実施している科研費の執行停止を求めることとなります。未提出の研究者については、研究成果報告書が提出されるまでは、採択課題(新規・継続を問わない)に係る翌年度の科研費の交付内定の通知を行わない等の措置を講じます。さらに、けが・病気等の特段の理由によらず、別に定める期日までに研究成果報告書を提出しない場合は、交付を受けていた科研費の交付決定の取消と返還命令を行う場合があります。

このほか、研究終了後に研究成果報告書を理由なく提出しない研究者が所属していた研究機関の名称等の情報を公表する場合があります。

【Q7103】「研究成果報告書」(様式C-19、様式F-19-1、様式Z-19、様式CK-19(共通))を英語で作成してもよいでしょうか？

【A】 「研究成果報告書」は、科研費による研究成果を社会に広く公開することを目的として作成を求めているものです。このため、様式中「英語で記入することとなっている事項」以外は、基本的に日本語で作成していただくことになります。なお、研究者が外国人であり日本語での記述が困難であるような場合には、英語により作成していただいても構いません。

【Q7104】「研究経過報告書」(様式C-21、様式F-21、様式Z-21、様式CK-21(共通))に記載できる「研究成果報告書として取りまとめられない理由」とは、どのような理由が考えられるのでしょうか？

【A】 けがや病気等といった、特段の理由のみが考えられます。多忙、特許出願、データ取りまとめ等は、理由として認められません。

(2) 説明会の開催

【Q7201】 教員や事務職員を対象とした科研費制度に関する説明会を学内で開催したいと考えていますが、文部科学省や日本学術振興会の担当者から説明をしてもらうことは可能でしょうか？

【A】 可能です。主に文部科学省は制度全般の説明、日本学術振興会は基盤研究等の応募審査に関する説明を行っています。

説明会には、できるだけ多くの研究者、事務職員の方々に参加していただき、科研費に関する最新の情報等を共有いただくことが望ましいと考えられますので、説明会を企画される場合には、近隣の大学や研究所等にも、開催の案内をしていただくこと、また、科研費の審査に実際に関わった経験を有する研究者による講演を併せて行うことなどにより、有意義な説明会となるような工夫もご検討願います。

説明会の開催に当たり、文部科学省又は日本学術振興会の担当者の招へいを希望される場合には、次の担当係までご連絡ください。

・文部科学省	学術研究推進課企画室指導係・調査普及係 03-5253-4111 (内線:4095)
・日本学術振興会	研究助成企画課総括係 03-3263-0964

(3) 研究成果の発表等

【Q7301】 論文等で研究成果を発表する場合に留意しなければならないことはあるでしょうか？

【A】 国や企業等から研究費を受けて研究を行った場合に、研究者は、その研究成果である論文等に謝辞を表示することが通常義務付けられています。

科研費においても同様であり、研究代表者及び研究分担者は、科研費の研究成果を発表する場

合には、科研費により助成を受けたことを必ず表示し、論文の Acknowledgement (謝辞) には、「MEXT/JSPS KAKENHI Grant Number JP 8 桁の課題番号」を必ず含めて記載してください。

なお、研究機関においては、研究機関のホームページや広報誌において科研費の成果を発表する場合には、その成果が科研費の交付を受けて行った研究の成果であることを表示してください。

[参考] Acknowledgment (謝辞) の記載例

・文部科学省から交付を受けた科研費の場合： MEXT KAKENHI Grant Number JP8桁の課題番号 ・日本学術振興会から交付を受けた科研費の場合 JSPS KAKENHI Grant Number JP8桁の課題番号
・論文に関する科研費が一つの場合 (課題番号「12K34567」) 【英文】: This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Number JP12K34567. 【和文】: 本研究は JSPS 科研費 JP12K34567 の助成を受けたものです。 ・論文に関する科研費が複数 (三つ) の場合 (課題番号「xxxxxxx」、「yyyyyyy」、「zzzzzzz」) 【英文】: This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Numbers JPxxxxxxx,JPyyyyyyy,JPzzzzzzz. 【和文】: 本研究は JSPS 科研費 JPxxxxxxx,JPyyyyyyy,JPzzzzzzz の助成を受けたものです。
※Acknowledgment (謝辞) に科研費により助成を受けた旨を記載する場合に、科研費 (補助金分) と科研費 (基金分) を区別する必要はありません。 ※研究種目等の英訳を記載する必要がある場合には、[参考] の英訳を使用してください。

[参考] 各研究種目等の英訳

研究種目等	英 訳 名
科研費	KAKENHI (Grants-in-Aid for Scientific Research)
特別推進研究	Grant-in-Aid for Specially Promoted Research
特定領域研究	Grant-in-Aid for Scientific Research on Priority Areas
新学術領域研究	Grant-in-Aid for Scientific Research on Innovative Areas
学術変革領域研究(A), (B)	Grant-in-Aid for Transformative Research Areas (A)or(B)
基盤研究(S), (A), (B), (C)	Grant-in-Aid for Scientific Research (S)or(A)or(B)or(C)
萌芽研究	Grant-in-Aid for Exploratory Research
挑戦的萌芽研究	Grant-in-Aid for Challenging Exploratory Research
挑戦的研究(開拓・萌芽)	Grant-in-Aid for Challenging Research (Pioneering) or (Exploratory)
若手研究(S), (A), (B)	Grant-in-Aid for Young Scientists (S)or(A)or(B)
若手研究(スタートアップ)	Grant-in-Aid for Young Scientists (Start-up)
若手研究	Grant-in-Aid for Early-Career Scientists
研究活動スタート支援	Grant-in-Aid for Research Activity Start-up
特別研究促進費	Grant-in-Aid for Special Purposes
研究成果公開促進費	Grant-in-Aid for Publication of Scientific Research Results
特別研究員奨励費	Grant-in-Aid for JSPS Research Fellows
学術創成研究費	Grant-in-Aid for Creative Scientific Research
国際共同研究加速基金	Fund for the Promotion of Joint International Research
国際先導研究	International Leading Research
国際共同研究強化(A), (B)	Fostering Joint International Research (A)or(B)
国際活動支援班	International Group
帰国発展研究	Home-Returning Researcher Development Research

※ 文部科学省 The Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

※ 独立行政法人日本学術振興会 Japan Society for the Promotion of Science (JSPS)

【Q7302】【Q7301】に記載例が載っている謝辞は必ず記載しなければならないのでしょうか。

【A】必ず記載してください。なお、万が一記載し忘れた場合でも「実績報告書(実施状況報告書)」に載せることはやむを得ませんが、絶対忘れないように十分に注意してください。

【Q7303】 科研費で実施していた研究課題を遂行するために開発したソフトウェアについて、企業から製品化の依頼がありました。製品化を行う場合に、文部科学省又は日本学術振興会への届け出は必要でしょうか？

【A】 科研費制度では、商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画(商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。)は公募の対象としていませんが、結果として、科研費の成果が製品化に結び付くことは考えられます。このような場合に、文部科学省や日本学術振興会へ届け出を行う必要はありません。

なお、研究成果の製品化にあたっては、所属する研究機関の定めるルール等に従ってください。

【Q7304】 令和4(2022)年度から、補助事業で取得した国際活動の知見の研究機関への提供が求められることとなりましたが、具体的にどのようなことを行えばよいのでしょうか？

【A】 「科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)や「統合イノベーション戦略2021」(令和3年6月18日閣議決定)等の政府方針に基づき、科研費については国際共同研究の強化等が求められています。科研費を通じて我が国全体の学術研究の国際化を図るため、科研費による研究活動により取得した国際活動の知見を、補助事業の実施に影響を及ぼさない限りにおいて、所属研究機関に提供する等の取組を進めていただきます。主な取組の例は以下のとおりです。

○研究機関の国際化に向けた枠組みの検討に係る取組

- ・研究機関において進める、学内の国際共同研究プロジェクトの企画立案やメンバーの選考に協力する。
- ・研究者が持つネットワーク(共同研究者)を所属研究機関と共有し、新たな学術国際交流協定(MOU)の企画立案に協力する。

○研究機関内の国際性の向上に資する取組

- ・国際共同研究に新たに取り組もうとする学内の若手研究者等に対し、国際共同研究の進め方についての相談に応じ、指導助言を行う。
- ・優秀な外国人研究者を研究機関に招へいするため、研究者がもつ人的ネットワークを活用して、招へい研究者の選考に協力したり、招へい研究者の窓口業務担当者への助言等を行う。
- ・自らの研究に関する世界的な動向を学内に広めるため、講演会の開催や学内広報の作成等に協力する。
- ・英文による共同研究契約や、秘密保持契約(NDA)、安全保障貿易管理等に関し、URA等に対し、海外の研究機関における取扱いに関する情報提供を行う。

○所属研究機関の国際的なプレゼンスの向上に資する取組

- ・科研費による国際共同研究の成果を踏まえ、所属研究機関と協力して国際シンポジウムの企画立案を行う。
- ・研究者の国際共同研究の相手機関と所属研究機関との仲介を行い、新たな学術国際交流協定(MOU)の締結に協力する。

(4) 研究実績報告書について

【Q7401】 「研究実績報告書」について、基盤研究(A)と挑戦的研究の研究課題を実施していますが、両方の科研費の研究成果が含まれた論文が学会誌等に掲載されました。基盤研究(A)と挑戦的研

究の「研究実績報告書」には、両方記載してもいいですか？

【A】 両方の研究成果が含まれている場合には、2つの「実績報告書」に記載していただいても構いません。

【Q7402】「研究実績報告書」について、「現在の進捗状況」の欄を記入する際に留意すべきことはありますか？

【A】 「研究実績報告書」においては、「現在までの進捗状況」について自己評価を行っていただき、国立情報学研究所(NII)の科学研究費助成事業データベース(KAKEN)で公表することとしています。

「現在までの進捗状況」の記載に当たっては、学術研究は当初予想していないことが起こることがあるため、当初の研究計画に沿って研究が進められているかという観点ではなく、得られた結果の学術的価値から進捗状況の判断をしてください。